

# あらかわ子育て 応援ブック



## 目次

### 生まれる前に

妊娠～出産前の届出、健診	……P 3
ママとパパになる前に	……P 5
出産費用の助成など	……P 6

### 生まれたら

届出・加入手続きなど	……P 8
子どもの手当・医療費の助成	……P 9
子育て世帯を応援	……P12
子どもの健康のために（健診等）	……P15
子育てのための講座など	……P17

### お子さんの心身の発達に不安があるとき

相談したい時	……P18
発達が心配なお子さんの援助	……P18
手帳の交付について	……P19
健やかな成長のために（助成等）	……P19
遊びに行こう！	……P21
障がいのあるお子さんの保育・就学	……P21
障がいのあるお子さんの福祉サービスなど	……P22

### お子さんを預けたいとき

毎日預けたい時	……P23
一時的に預けたい時	……P27

### ひとり親家庭への支援

ひとり親が受けられる助成制度など（一覧）	……P30
ひとり親家庭等に対する手当・医療費助成	……P31

ひとり親家庭への支援・サービス	……P32
ひとり親家庭等への優遇措置や貸付	……P34
ひとり親家庭の自立のために	……P35

### 相談したい時や話を聞いて欲しいとき

子どもの健康や発達についての相談	……P36
子育ての悩みや不安についての相談	……P37
子育て全般に関する相談	……P37
就学前のお子さんに関する相談	……P37
小・中学生のお子さんの相談	……P37
心身の発達の遅れや障がいについての相談	……P38
家庭に関する相談や女性相談など	……P38
ママのこころの相談	……P39
お仕事の相談	……P39
みんなで話す・学ぶ・分かち合う	……P40

### お子さんの具合が急に悪くになったら

荒川区医師会こどもクリニック	……P42
休日の当番医	……P42
二次救急医療機関（24 時間受付）	……P43
休日夜間の医療機関案内	……P43
子どもの医療関連サイト	……P43

### 緊急時の連絡先・相談先一覧

### 子育て交流サロン（一覧）

### ベビーステーション（一覧）

最新情報は荒川区ホームページで  
ご確認ください。



令和4年  
3月発行



# 索引

## あ～お

愛の手帳	19
アクト21（男女平等推進センター）	38
あしなが育英会育成制度	34
荒川おもちゃ図書館（障がい児）	21
あらかわキッズ・マザーズコール24	44
あらかわ就労支援センター	39
荒川たんぽぽセンター（心身障害者福祉センター）	18,22,38
荒川区医師会こどもクリニック	16,42,44
アレルギー予防講演会	17
育児休業給付金	6
育児相談	15
育成医療給付	20
一時保育・一時預かり	27～29
移動支援（障がい児）	22
栄養相談	17
絵本贈呈（新生児・3歳児）	16

## か～こ

家庭教育学級	17
家庭相談	30
家庭的保育事業	23, 24
家庭福祉員（保育ママ）	23, 25
キッズクーポン	12
休日診療所	42, 44
休日歯科診療所	42, 44
教育センター	21, 37
居宅訪問型保育事業	21
緊急一時保育	27, 28
健康保険の加入（赤ちゃん）	8
交通遺児等への育成資金貸付	34
交通遺児等への奨学金	34
子育て交流サロン	14,27,37,45
子育て支援カウンセラー	37
子育てハッピー講座	17
子育てに関する様々な情報	2
子ども医療費助成	10
こども園	23, 24

子ども家庭総合センター	18,37,38
子どもの悩み110番（小中学生）	37

## さ～そ

サークル（子育てサークル）	40, 41
産後ケア	7, 13
産後支援ボランティア	13
産前・産後うつ病予防支援事業	5
産前産後期間の国民年金保険料の免除	5
歯科相談室	16
自転車安全利用講習会	17
児童育成手当（育成手当）	31
児童育成手当（障害手当）	20
児童手当	9
児童発達支援	19
児童扶養手当	31
就学相談	22
重症心身障がい児者留守番看護師派遣事業	22
住民税のひとり親控除	34
住民税の障害者控除	20
就労関係の相談先	40
出産育児一時金	7
出産費用の医療費控除等	7
出生通知票	9
出生届	8
障害児通所支援	22
障害児福祉手当	20
障害者総合支援法による福祉サービス	22
障がいのあるお子さんの保育・就学	21
小規模保育事業	23, 24
小児慢性特定疾病医療費助成制度	11
ショートステイ（2歳～中3）	27, 28
助産所での妊婦健康診査の費用助成	4
心身障害者医療費助成	19
心身障害者福祉手当	21
新生児聴覚検査の費用助成	8
新生児訪問指導事業	15
身体障害者手帳	19
精神障害者保健福祉手帳	19

先天性代謝異常等検査	8
粗大ごみ処理手数料の免除	35

## た〜と

タイムケア（障がい児）	22
短期入所（障がい児のショートステイ）	22
小さくうまれた赤ちゃんの会	17
地域子育て教室	17
地域子育て見守り事業	12
ツインズサポート（多胎児家庭支援）	12
東京ウィメンズプラザ	38, 44
東京都重度心身障害者手当	21
東京都心身障害者福祉センター	18
都営住宅への入居（ひとり親）	34
東京都医療機関・薬局案内サービス（ひまわり）	43, 44
東京都保健医療情報センター	43
都外の医療機関での妊婦健診等の費用助成	4
特別児童扶養手当	20

## な〜の

にこにこサポート	13
二次救急医療機関	43
日中一時支援事業	22
入院助産費用助成	6
乳幼児・子ども医療費助成	10
乳幼児健康診査（健診）	15
乳幼児ショートステイ	27, 28
認可保育園・認証保育所	23, 24
妊娠高血圧症候群等医療費助成	6
妊娠出産育児をしながら働く女性のための制度	5
妊婦健康診査の費用助成	3
妊婦歯科健康診査（無料）	4
妊娠届（母子健康手帳）	3

## は〜ほ

ハイツ尾竹（母子生活支援施設）	33
配偶者暴力相談支援センター	38, 44
働くママとパパのために	6
母親グループミーティング「I・スペース」	39

ハローベビー学級（旧母親学級・両親学級）	5
ハローワーク足立	40
ひとり親家庭医療費助成	32
ひとり親家庭応援ガイドブック	3
ひとり親家庭応援メールマガジン	32
ひとり親が受けられる支援制度など（一覧）	30
ひとり親家庭休養ホーム	33
ひとり親家庭サポート	33
ひとり親高等職業訓練促進給付金	35
ひとり親就業支援	35
ひとり親自立支援教育訓練給付金	35
ひとり親学び直し支援事業	36
ひとり親民間賃貸住宅入居支援	34
病児・病後児保育	27, 29
ファミリー・サポート・センター	27, 28
風しん抗体検査及び予防接種費用助成	4
双子の会	12
ベビーシッター	23, 25
ベビーシッター（一時預かり）利用料助成事業	27, 28
ベビーステーション	14, 46~48
保育園	3, 21, 23, 24
保健指導票	6
母子・父子福祉資金	34

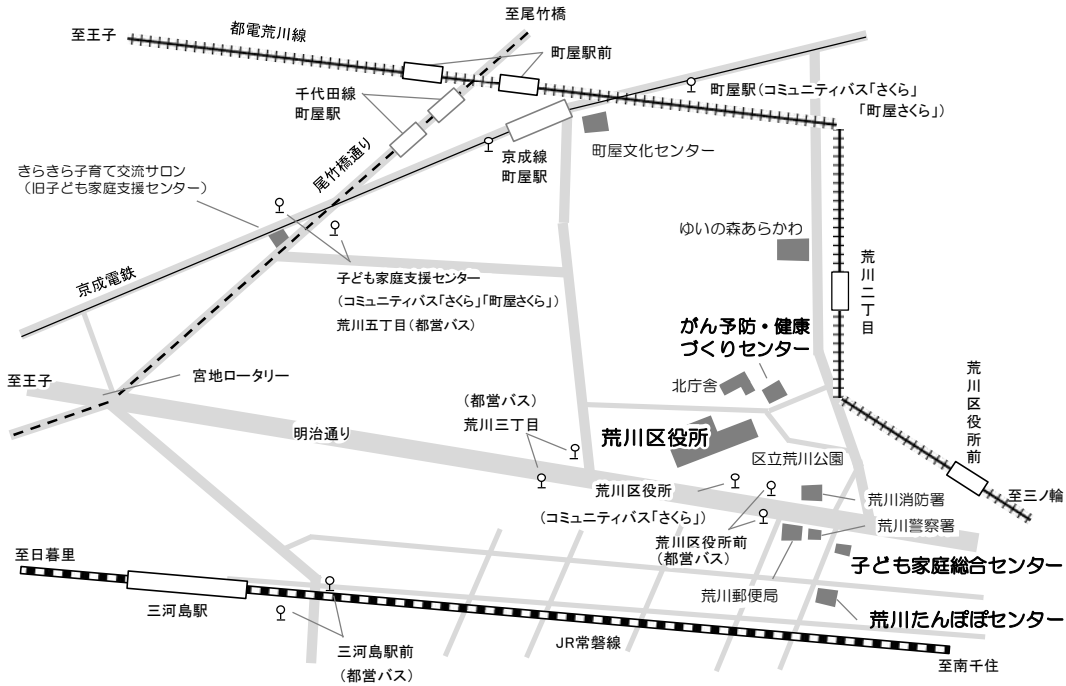
## ま〜も

町屋五丁目住宅を活用した多子世帯・近居世帯支援	13
ママのこころの相談	39
未熟児の養育医療	7
民生委員・児童委員（地域における相談）	38

## や〜わ

ゆいの森あらかわ一時預かり	27, 29
ゆりかご面接	3
養育費	30
幼児教育・保育の無償化	26
幼稚園	3, 21, 23, 25
予防接種	4, 15

# 主な子育て支援窓口・施設の場所（区役所周辺）



施設名	所管課（係）		内線	主な内容（子育て関連）
本庁舎	子育て支援課 (2階)	子育て事業係	3812、3861	私立幼稚園、子育て交流サロン等
		子育て給付係	3816~19	児童手当・子ども医療手続等
		ひとり親女性福祉係	3813~15	ひとり親家庭及び女性の相談等
	保育課 (2階)	保育管理係	3844、3822	認証保育所、保育ママ等
		入園相談係	3825~27,3847	認可保育園の入園相談
	障害者福祉課 (1階)	障害サービス係	2691,2693,2683	障害児福祉手当、各種サービス事務等
		相談支援係	2685~87,2690	障害者手帳・愛の手帳の交付、相談等
こころの健康推進係		2692,2688,2378	精神保健福祉手帳、自立支援医療	
戸籍住民課（1階）	戸籍係	2354	出生届の提出等	
がん予防・健康 づくりセンター	健康推進課 (2階)	健康推進係	433	妊娠届、ゆりかご面接、健康診査助成、乳幼児健診、予防接種等
		保健相談担当	406、432、434	新生児訪問、こころとからだの相談、子育て講座等
		栄養担当・歯科担当	423	栄養、歯科に関する相談等
子ども家庭総合センター			3802-3765	子どもと子育ての総合相談窓口
荒川たんぽぽセンター（荒川区立心身障害者福祉センター）			414	発達が心配なお子さんの発達支援等

## 子育てに関する情報が必要な時

### 荒川区ホームページ <https://www.city.arakawa.tokyo.jp/>

暮らしの情報をカテゴリやキーワードから検索でき、施設案内や助成制度、イベント情報などが掲載されています。妊娠・出産や子育てに関するさまざまな情報を分野別で掲載しているほか、休日診療当番医や子育て関連施設も掲載しています。

【問い合わせ】広報課広報係（内線 2132）

### あらかわ区報・あらかわ区報 Jr.

「あらかわ区報」は、原則として月3回発行（1・11・21日）、新聞（日刊6紙）折り込み、区内の公共施設・駅などに置いてあるほか、区内在住で新聞を購読していない希望者に個別配付を行っています。また、小・中学生向けに「あらかわ区報 Jr.（ジュニア）」を発行し、区内の小・中学校を通して児童・生徒に配布しています。また、区施設・公衆浴場等にも置いてあります。

あらかわ区報・あらかわ区報 Jr.は、スマートフォンやタブレット向けの無料アプリ「マチイロ」でも配信しています。

【問い合わせ】広報課広報係（内線 2132）

### メールマガジン・ツイッター・フェイスブック・LINE

緊急情報やイベント情報などを配信しています。また、LINE では、チャットボットによる自動応答で子育て情報を調べることができます。

メールマガジン

<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a004/kouhou/sns/mailmagazine.html>

ツイッター

<https://twitter.com/arakawakukoho>

フェイスブック

<https://www.facebook.com/city.arakawa>

LINE

<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a004/kouhou/sns/line.html>

【問い合わせ】広報課広報係（内線 2132）

### あらかわきっずニュース

2か月に1度、「荒川区ホームページ」及び「あらかわすくすく子育てアプリ」で公開しています。未就学児が参加できる区内の子育て関連施設（子育て交流サロン、保育園、ふれあい館など）で実施予定のイベントを掲載しています。

【問い合わせ】子育て支援課子育て事業係（内線 3861）

### あらかわすくすく子育てアプリ（母子モ）

荒川区の子育て情報やイベント情報の提供、予防接種のスケジュール管理、母子健康手帳の記録、出産や育児に関するアドバイスの提供などを行います。登録料・利用料は無料です。

アプリのダウンロード後、プロフィール登録で荒川区内の郵便番号を入力すると、荒川区の子育て情報を受け取ることができます。

【問い合わせ】子育て支援課子育て事業係（内線 3861）



荒川区ホームページ  
二次元コード



無料アプリ「マチイロ」  
（あらかわ区報配信）  
二次元コード



荒川区メールマガジン  
二次元コード



荒川区公式ツイッター  
二次元コード



荒川区公式フェイスブック  
二次元コード



荒川区 LINE 公式アカウント  
二次元コード



あらかわすくすく  
子育てアプリ（母子モ）  
二次元コード

## 子育てに関する情報が必要な時

---

### 保育園入園案内

保育園の一覧や入園申込方法を掲載。例年 10 月上旬ごろ、新しいものを作成しています。

【問い合わせ】 保育課入園相談係（内線 3825～3827,3847）

### 幼稚園・こども園入園案内（区立）

幼稚園の一覧や入園申込方法を掲載。例年 10 月初旬ごろ、新しいものを作成しています。

【問い合わせ】 学務課学事第一係（内線 3332）

### 私立幼稚園ガイド

区内の私立幼稚園の一覧や特色を掲載。区役所・ふれあい館・ひろば館・ゆいの森で配布しています。

（入園案内は、各園から直接入手してください）

【問い合わせ】 子育て支援課子育て事業係（内線 3812）

### 多胎児ガイドブック

多胎児家庭向けの区の事業案内やサークル・交流会等の情報を掲載。対象家庭には郵送で配布するほか、区役所や子育て関連施設でもご覧いただけます。

【問い合わせ】 子育て支援課子育て事業係（内線 3812）

### ひとり親家庭応援ガイドブック

ひとり親になる前の相談や、ひとり親家庭が利用できる制度や支援に関する情報を掲載。

戸籍住民課や子育て支援課等で配布しています。

【問い合わせ】 子育て支援課ひとり親女性福祉係（内線 3813・3815）

## 生まれる前に

---

### 妊娠～出産前の届出、健診

#### 妊娠届（母子健康手帳の配布）・ゆりかご面接

妊娠された方は妊娠届出書を提出してください。母子健康手帳や妊婦健康診査受診票、さまざまな保健サービスの案内をお渡しします。届出の際、妊娠週数、分娩予定日、診断の有無（施設名、所在地、担当医）の記入が必要です。

【届出・配布場所】 がん予防・健康づくりセンター 2階 保健所健康推進課健康推進係（内線 433）、区民事務所

#### ●ゆりかご面接

がん予防・健康づくりセンターでは、妊娠届を提出された方全員に保健師や助産師が妊婦面接・相談を行っています。妊婦面接では安心してご出産できるよう、かかりつけ保健師の紹介や必要な情報のお伝えをしたり、妊娠期と赤ちゃんがいる生活の困りごとなどの対応策と一緒に考え、個別支援プランを作成します。面接後に「あらかわ・ゆりかごギフト」をお渡しします。区民事務所で妊娠届を提出された方は、ギフトをお渡ししますので、がん予防・健康づくりセンターへお越しください。

また、妊娠や出産に関するその他の相談も随時受け付けています。

【問い合わせ】 がん予防・健康づくりセンター 2階 保健所健康推進課健康推進係（内線 447）

#### 妊婦健康診査の費用助成

妊婦健康診査の 1 回目から 14 回目分について都内の契約医療機関で妊婦健康診査受診票を使っていただくと、その費用の一部を公費負担で受けることができます。（都外の医療機関、助産所での妊婦健診については P4 をご覧ください）

※超音波検査、子宮頸がん検診についても、費用の一部を助成しています。（1 回限り）



# 生まれる前に

※多胎児妊婦の方については、15回目から19回目分についても、費用の一部を助成しています。

※一定金額を助成するものですので、自己負担が発生する場合があります。

※その他の検査を追加された場合、追加分は自己負担になります。

【申込み・問い合わせ】がん予防・健康づくりセンター2階 保健所健康推進課健康推進係（内線433）

## 妊婦歯科健康診査（無料）

妊娠届時にお渡しした母子健康手帳と一緒に「妊婦歯科健康診査受診券」が入っています。

区内の「歯科健康診査実施医院」のステッカーを掲示している歯科医療機関で使用できます。

※出産後は使用できません。 ※健診は無料ですが、治療は保険診療の扱いとなり自己負担が発生します。

【申込み・問い合わせ】がん予防・健康づくりセンター2階 保健所健康推進課歯科担当（内線423）

## 風しん抗体検査及び予防接種費用助成

先天性風しん症候群を予防するため、以下の対象者の方が風しん抗体検査及び予防接種を受ける際の費用を助成します。

※接種方法等については、問い合わせ先までご相談ください。 ※以下の条件にあてはまる方でも、風しんワクチンを接種したことがある方や風しんに罹ったことがある方は対象外となります。

【風しん抗体検査】

・対象者：19歳以上の区民の方で、これまでに風しん抗体検査を受けたことがなく、以下の①または②に該当する方

- ① 妊娠希望の女性とその同居者
- ② 風しん抗体価の低い妊婦の同居者

【風しん予防接種】

・対象者：19歳以上の区民の方で、以下の条件の両方を満たす方

- ① 妊娠希望の女性とその同居者または風しん抗体価が低い妊婦の同居者
- ② 風しん抗体検査を実施し、抗体価が低いと確認された方

【問い合わせ】がん予防・健康づくりセンター2階 保健所健康推進課健康推進係（内線433）

## 都外の医療機関での妊婦健康診査及び新生児聴覚検査の費用助成

都外の実家で出産する等の理由で、都外の医療機関で妊婦健康診査及び新生児聴覚検査を受診された方に費用の一部を助成します。

【対象者】次の条件をすべて満たす方

- 受診日において荒川区民であること
- 都外の医療機関で妊婦健診を受診していること

※令和2年4月1日から、里帰り以外の理由で、都外で受診された妊婦健診についても、助成対象としています。

【申請に必要なもの】

- 1 申請書兼請求書（健康推進課窓口にあります）
- 2 母子健康手帳（受診日が記載されているもの）
- 3 受診した医療機関の領収証（原本）
- 4 振込先口座を確認できるもの（キャッシュカード等）
- 5 使用しなかった妊婦健康診査受診票
- 6 印鑑（朱肉を使うもの）

【申込み・問い合わせ】がん予防・健康づくりセンター2階 保健所健康推進課健康推進係（内線433）

## 助産所での妊婦健康診査の費用助成

助産所で妊婦健康診査を受診された方に対して、費用の一部を助成します。

【対象者】次の条件をすべて満たす方

- 受診日において荒川区民であること
- 助産所で妊婦健診を受診していること（里帰り先での受診を含む）



## 生まれる前に

【申請に必要なもの】都外の医療機関での妊婦健康診査の費用助成と同一の書類が必要です。

【申込み・問い合わせ】がん予防・健康づくりセンター2階 保健所健康推進課健康推進係（内線 433）

### 産前産後期間の国民年金保険料の免除

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方は、出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、免除される期間が出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間となります。

※制度の利用に当たっては届出が必要です。詳しくは問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ】区役所1階 国保年金課国民年金係（03-3802-4168）

### 産前・産後うつ病予防支援事業

平成20年度から新生児訪問時に「エジンバラ産後うつ病質問紙票（EPDS）」を用いてスクリーニングを行い、産前・産後うつ病の早期発見及び対応により子育て初期からの子育て応援を実施しています。産婦や育児不安の状況に応じて、家庭訪問やママの心の相談、I・スペース等の保健事業の活用、社会資源の利用を促すなどかかりつけ保健師が継続的に支援を行っています。妊婦訪問、産婦訪問も行っています。随時メンタル面のご相談もできます。

【問い合わせ】がん予防・健康づくりセンター2階 保健所健康推進課健康推進係（内線 433）

## ママとパパになる前に

### ハローベビー学級（旧：母親学級・両親学級）について

これから赤ちゃんを迎えるママ（妊娠26週から36週の方）とそのご家族のための教室を実施しています。

【内容】沐浴・お着替え・抱っこ体験・保健所からのお話

【申込み・問い合わせ】がん予防・健康づくりセンター2階 保健所健康推進課健康推進係（内線 433）

### 妊娠・出産・育児をしながら働く女性のための制度

働く妊産婦のための法律制度があります（男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法）。母性健康管理指導事項連絡カードをご活用ください。また、相談窓口をご利用ください。〈妊産婦＝妊娠中及び産後1年未満の方〉

- 1 妊産婦は、勤務時間内であっても、健康診査等を受診するために必要な時間を確保することができます。
- 2 妊産婦は、請求により、時間外労働・深夜労働・休日労働が免除されます。
- 3 事業主は、「つわり」など妊娠のために起きた事由によって働けなくなった時、それを理由に妊産婦を解雇することはできません。
- 4 パート・アルバイト等を含め、すべての女性が6週間（多胎妊娠の場合は14週間）の産前休暇を取ることができます。
- 5 産後は、（請求がなくても）8週間の休暇を取ることができます。ただし、本人の希望があり、医師が認めた場合は、産後6週経過後から働くこともできます。
- 6 両親共に育児休業を取得した場合は、休業対象となる子の年齢が原則1歳までから原則1歳2か月までに延長されます。
- 7 妊産婦が医師の指導を受けた場合、事業主は勤務時間の変更や勤務を軽減するなどしなければなりません。
- 8 事業主は、妊産婦に重いものを取り扱う仕事、有害ガスが発生している場所での仕事など、妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはいけません。
- 9 妊娠中は、軽易な業務に配置転換を求めることができます。

## 生まれる前に

10 1歳未満の子どもを育てる女性は育児時間を求めることができます。(30分以上を1日2回)

【問い合わせ(無料相談)】東京労働局総合労働相談コーナー(03-3512-1608)

### 働くママとパパのために

子どものために、両親のために、さまざまな制度がありますので、ご活用ください。

- 1 子どもが1歳に達するまでの間(特別な理由がある場合には子どもが1歳6か月及び2歳に達するまでの間)は、事業主に申し出ることにより、父親、母親のいずれも育児休業をとることができます。
- 2 事業主は3歳に満たない子どもを養育する男女労働者について、短時間勤務の措置(1日原則6時間)を講じなければなりません。また、短縮措置を講ずることが困難と認められる業務に従事する男女労働者について事業主は、仕事をしながら子育てすることが容易になるよう、次の措置を講じなくてはなりません。
  - フレックスタイム制 ●始業・終業時刻の繰上げ・繰り下げ ●保育施設の設置運営 等
- 3 小学校入学までの子どもを養育する男女労働者は、一定の条件を満たす場合、事業主に請求することにより、深夜業や時間外労働が免除されます。
- 4 小学校入学までの子どもを養育する男女労働者は、負傷や疾病などによる子どもの看護のための休暇を時間単位で取得することができます。
- 5 育児休業を取得したこと等を理由とした解雇その他の不利益な取り扱いが禁止されています。

【問い合わせ(無料相談)】東京労働局総合労働相談コーナー(03-3512-1608)

### 育児休業給付金

雇用保険の被保険者の方が育児休業を取得した場合、一定の要件を満たすと給付を受けることができます。

【申込み・問い合わせ】▼足立公共職業安定所(ハローワーク足立) 電話 3870-8609

又はお勤めの事業所のある場所を管轄する公共職業安定所

## 出産費用の助成など

### 入院助産費用助成

区内にお住まいの妊産婦の方で、その方の属する世帯が次のいずれかに該当し、かつ経済的な理由で病院又は助産所に入院できない場合に、出産費用を助成する制度です。利用できる施設(病院)が決まっています。事前に必ずご相談ください。

- 1 生活保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯
- 2 住民税非課税世帯
- 3 当該年度(4月から6月までについては前年度)に支払った特別区民税の額が19,000円以下の世帯(ただし、健康保険等から給付を受けることのできる出産一時金等の額が40万4千円以上の場合を除く)

【申込み・問い合わせ】区役所2階 子育て支援課ひとり親女性福祉係(内線3814・3815)

### 妊娠高血圧症候群等医療費助成

妊娠中の方が妊娠高血圧症候群・糖尿病・貧血・産科出血・心疾患で26日以上入院した場合などに、医療費を助成する制度があります。

【申込み・問い合わせ】がん予防・健康づくりセンター2階 保健所健康推進課健康推進係(内線433)

### 保健指導票

生活保護や非課税世帯の妊産婦及び乳児が医療機関で健診を受ける時、保健指導票で受けられます。

# 生まれる前に

【問い合わせ】がん予防・健康づくりセンター2階 保健所健康推進課健康推進係（内線 433）

## 出産費用の医療費控除等について

妊娠中の健診や出産の費用は、住民税の「医療費控除」の対象です（対象にならない医療費もあります）。

また、帝王切開などで、高額な医療費がかかった時は、「高額療養費制度」で、医療費が払い戻されることもあります。

【医療費控除（住民税）についての問い合わせ】区役所2階 税務課課税係（内線 2316～2319、2321～2323）

【高額療養費についての問い合わせ】 加入している健康保険の種類によって異なります。

▼国民健康保険の方（自営業の方など） 区役所1階 国保年金課保険給付係（03-3802-4067）

▼社会保険の方（サラリーマンの方など） お勤めの健康保険組合又は管轄の全国健康保険協会にお問い合わせください。

## 出産育児一時金

健康保険に加入している場合には出産した方を対象に、出産育児一時金が支給されます。申込み先・給付額は出産した方が出産時に加入している保険の種類によって異なります。

【国民健康保険の方】（自営業の方など）赤ちゃん（85日以降の流産等含む）一人あたり一律42万円が支給されます。

●直接支払制度を利用する場合 「出産育児一時金」が国民健康保険から直接病院に支払われるため、出産費等の病院支払額は一時金の差額のみとなり、多額の現金を用意する必要がなくなります。申請方法は、出産する医療機関等にお申込みください。

●国民健康保険へ請求する場合（直接支払制度を利用しない場合等） 国保年金課へ申請してください。

▼区役所1階 国保年金課保険給付係（03-3802-4067）

【社会保険の方】（サラリーマンの方など） 出産した方が加入している保険組合によって給付額が異なります。

お勤めの健康保険組合又は事業所を管轄する全国健康保険協会にお問い合わせください。

## 産後ケア

育児に慣れていない産後1年未満までのお母さんとお子さんが、家族などの支援を受けられない場合に、指定の病院・助産院で、宿泊・日帰りまたは訪問による産後ケアを受けられます。おおむね妊娠8か月（妊娠28週）以降に事前に利用申請を行います。

【申請方法】

●電子申請 東京共同電子申請・届出サービスを通して申請することができます。荒川区ホームページをご確認ください。

●窓口申請 子育て支援課子育て事業係（区役所2階⑩番窓口）で申請ができます。母子手帳をご持参ください。  
ご家族の方による申請も可能です。

●郵送申請 荒川区ホームページから申請書をダウンロードすることができます。子育て支援課子育て事業係まで郵送してください。

※非課税世帯・生活保護世帯の方は、証明するものが必要です。

【実施施設】東京リバーサイド病院（南千住8-4-4） あらかわレディースクリニック（町屋1-8-8）

たんぼぼ助産院（荒川1-31-8） You and me 助産院（訪問型のみ）

綾瀬産婦人科（葛飾区小菅4-8-10） 加藤産婦人科医院（荒川区町屋2-9-21）

永寿総合病院（台東区東上野2-23-16） にしやま助産院（訪問型のみ）

Luana 助産院（訪問型のみ） 団子坂なのはな助産院（訪問型のみ）

【申込み・問い合わせ】子育て支援課子育て事業係（内線 3861）

## 未熟児の養育医療

低体重等で生まれた赤ちゃんが、指定医療機関に入院した場合に、医療と食事療養費の給付を行う制度です。

## 生まれる前に

★小さく生まれた赤ちゃんの会→P16 参照

【問い合わせ】がん予防・健康づくりセンター2階 保健所健康推進課健康推進係（内線 433）

### 新生児聴覚検査の費用助成

新生児聴覚検査は、耳の聞こえ（聴覚）の障害を早い時期に発見するために、出生後間もない時期に実施する検査です。都内の契約医療機関で新生児聴覚検査受診票を使っていただくと、その費用の一部を公費負担で受けることができます。

（都外の医療機関での検査については、P4 をご覧ください）

【申込み・問い合わせ】がん予防・健康づくりセンター2階 保健所健康推進課健康推進係（内線 433）

### 先天性代謝異常等検査

先天性代謝異常症の早期発見のため、生後5～7日目に、足裏から採血し、検査を行います。都内で出産し、検査を受ける場合は、検査費用が無料です。（採血費用のみ、自己負担）検査実施場所は出産した医療機関（都内に限る）です。出産された病院に用意してある「先天性代謝異常等検査申込書」に必要事項を記入の上、出産された医療機関に提出してください。なお、助産所や自宅などで出産された場合は、分娩にかかわった機関にお申込みください。都外で出産する場合は、出産予定先の医療機関又は自治体に制度をご確認ください。

【問い合わせ】▼東京都福祉保健局少子社会対策部 家庭支援課母子保健係 電話 5320-4372

▼がん予防・健康づくりセンター2階 保健所健康推進課健康推進係（内線 433）

### 産前産後ヘルパー派遣事業

母子健康手帳を取得した多胎妊婦の方に対し、心身の負担を軽減するため、家事等の支援を行います。

詳細はP11のツインズサポート（多胎児家庭支援）をご覧ください。

## 生まれたら

### 届出・加入手続きなど

#### 出生届

赤ちゃんが生まれた日を含めて、14日以内（14日目が祝日・休日の場合は翌日まで）に出生届を提出してください。届出用紙は、出生証明書と一体になっていますので、病院に備えていることが多いです。

【届出に必要なもの】

- 1 出生届用紙（出生証明書に医師又は助産師が記入をしたもの）
- 2 母子健康手帳

【提出する場所】提出する場所は、下記のいずれかの場所の市区町村役場です。

●届出人（注）の住所地 ●父母の本籍地 ●お子さんが生まれたところ

（注）「届出人」とは…「用紙の提出者」ではなく、「出生届に対して責任を負う人」のことをいいますので、原則赤ちゃんの父又は母になります。出生届用紙には届出人の署名が必要です。※記入漏れなどを窓口で訂正していただく場合がありますので、届出人本人が持参できない場合は、記入漏れなどが無いよう、よく確認してください。

【提出・問い合わせ】区役所1階 戸籍住民課戸籍係（内線 2354） ※区民事務所では受け付けていません。

### 赤ちゃんの健康保険加入

加入手続きと出産一時金の手続きがあります。加入する健康保険の種類によって手続き場所が異なります。

【国民健康保険の方】（自営業の方など） 区役所1階の国保年金課にお問い合わせください。

# 生まれたら

▼加入手続き 区役所 1 階 国保年金課国保資格係 (03-3802-4066)

※国民健康保険被保険者証、母子健康手帳、届出人の本人確認書類・マイナンバーを確認できるものをお持ちください。

▼出産育児一時金手続き→詳しくは P7 区役所 1 階 国保年金課保険給付係 (03-3802-4067)

【社会保険・国保組合等の方】(サラリーマンの方など) 加入している保険組合により給付額が異なります。お勤めの健康保険組合又は社会保険事務所にお問い合わせください。

## 出生通知票

出産したら速やかに、妊娠届時に母子健康手帳と一緒にお渡しした母子出生通知票(はがき)を送ってください。これをもとに、保健師や助産師が新生児訪問をします。新生児訪問の詳細は P14 の「新生児訪問指導事業」をご参照ください。

【問い合わせ】がん予防・健康づくりセンター 2 階 保健所健康推進課健康推進係 (内線 433)

## 子どもの手当・医療費の助成

### 児童手当

0 歳から中学校修了前までの児童を養育している方に支給される手当で、申請が必要です。出生・転入など事由発生日の翌日から数えて 15 日以内(15 日目が祝日・休日の場合は翌日まで)に申請してください。

【対象者】15 歳になった日以降の最初の 3 月 31 日までの子どもを養育していて、荒川区に住民登録されている方

【手当額】

- ・0 歳～3 歳未満(3 歳になった月まで) 15,000 円/月
- ・3 歳～小学生(第 1 子、第 2 子) 10,000 円/月
- ・3 歳～小学生(第 3 子以降) 15,000 円/月
- ・中学生 10,000 円/月

※所得制限限度額以上の方は、特例給付として児童 1 人につき月額一律 5,000 円の支給となります。児童手当法の一部改正により、令和 4 年 6 月分(10 月支給分)からは所得制限限度額以上の方のうち、さらに基準額を超える方については支給されません。

【申請に必要なもの】

- 1 申請者【※注】の振込口座を確認できるもの(通帳又はカード)
- 2 申請者の健康保険証
- 3 申請者本人及び配偶者の個人番号(マイナンバー)がわかるもの  
(お持ちでない場合は、申請時にご相談ください)

※注「申請者」とは、子どもを国内で養育している父母のうち、前年度の所得が高い方

【申請・問い合わせ】区役所 2 階 子育て支援課子育て給付係 (内線 3819)

# 生まれたら

## 〈児童手当 Q&A〉

Q：下の子が生まれたけれど、どんな手続きが必要ですか？

A：お子さんが増えると手当額も増えますが、それには額改定認定請求が必要です。生まれた次の日から15日以内に申請してください。15日以内に申請があれば、生まれた日の翌月分から手当の額が増えます（15日を過ぎて申請した場合は、申請日の翌月分からになります）

Q：荒川区から区外に転出する場合、手続きが必要ですか？

A：荒川区には消滅届の提出が必要です。また、転出先の区市町村に新たに認定請求をしなければ、転出した先で児童手当を受けることができなくなります。

Q：受給者である子どもの父親が仕事で単身赴任になり、住民票を一人だけ別の住所に移しました。何か手続きが必要ですか？

A：お子さんやお母さんが区内にお住まいの場合でも、受給者（この場合はお父さん）が転出すると、荒川区での児童手当の受給資格は消滅します。必ず手続きをしましょう。転出先が国内の場合は、お父さんが新住所地で受給することになりますので、荒川区に消滅届を提出の上、新住所地で新規に申請してください。お父さんの転出先が国外で、お子さんが荒川区に引き続きお住まいの場合は、お母さんで新規に申請が必要です。

## 乳幼児・子ども医療費助成（㊟、㊞）

区内在住のお子さんが保険診療を受けた時、自己負担分の医療費を助成します。あらかじめ「乳幼児医療証㊟（まるにゅう）」又は「子ども医療証㊞（まるこ）」の交付申請が必要です。

※出生・転入など事由発生日から3か月以内の申請であれば出生・転入日に遡って受給資格が得られますが、3か月を過ぎた場合は申請日からの資格となります。

【対象者】区内在住で15歳になった日以降の最初の3月31日までの子ども

※荒川区では所得制限を設けていません。 ※健康保険に加入していない場合は対象外です。

【助成内容】▽健康保険が適用されるものは、無料

▽入院の際は、食費相当額を負担していただきます。

▽健康保険が適用されないものは助成対象にはなりません。

（乳幼児健診、予防接種、薬の容器代、文書料、差額ベッド代、おむつ代等）

▽「公費負担医療証」をお持ちの方は、そちらが優先されます。

【有効期間】10月1日～翌年9月30日 ※㊟から㊞に切りかわる際は3月31日まで

【申請に必要なもの】 1 お子さんの健康保険証（出生の場合は加入予定の保険証）

2 出生による申請の場合は、母子健康手帳（氏名・生年月日の確認のため必要です）

【申請・問い合わせ】区役所2階 子育て支援課子育て給付係（内線3817）



## 《乳幼児・子ども医療証の使い方》

### ●東京都内の医療機関で診察を受ける時

《通院》健康保険証と一緒に「乳幼児医療証」又は「子ども医療証」を提示してください。健康保険が適用されるものは無料になります。  
《入院》加入している健康保険組合等から「自己負担限度額認定証」の交付を受け、医療機関に提示してください。

### ●東京都外・この制度を取り扱わない医療機関で受診した時や東京都以外の国民健康保険組合の健康保険証をお持ちの方

お支払になった領収書等（※注）を持参して、子育て支援課に申請してください。口座振込でお支払いいたします。請求できる期間は医療費を支払った日の翌日から2年間です。なお、医療費が高額療養費等に該当する場合は、ご加入の健康保険組合等の高額療養費及び付加給付の支払いがあった後、残りの自己負担分についての申請となります。詳しくはお問い合わせください。

（※注）医療証、領収書（子どもの氏名・保険点数・診療月日・医療機関名が記載されたもの）、医療証に記載されている保護者名義の金融機関の通帳、お子さんの健康保険証・印鑑

### ●補装具購入や、保険証・医療証を持たずに受診した時

医療証と一緒にお渡ししている「乳幼児・子ども医療証の使い方」をご確認ください。

### ●医療証の記載事項に変更があった場合や加入する健康保険が変わった時、医療証を無くした時などは、届出が必要です。

## 《乳幼児・子ども医療証 Q&A》

Q：乳幼児医療証（㊟）と子ども医療（㊟）はどう違うのですか？

A：就学前（6歳になった日以降の最初の3月31日）までは㊟で、それ以降は㊟になります。切り替えの際に更新手続は必要ありません。また、助成内容や使い方も変わりません。ただし、ほかの自治体だと対象や要件が異なる場合がありますので、引っ越しなどの場合はその自治体に確認してください。

Q：乳幼児（子ども）医療証があるのに、健康保険に入る必要があるのですか？

A：医療証で100%医療費を助成しているわけではなく、健康保険で、未就学児は8割、就学児は7割を負担し、残りの自己負担額を医療証により荒川区が負担しています。このため、健康保険に加入する必要があります。

Q：健康保険証が変わったら届け出なくてはいけないのは、なぜですか？

A：乳幼児（子ども）医療費助成制度は、健康保険を使ったあとの残りの自己負担分について助成する制度です。ですから、基本となる健康保険証が変わった場合は、変更届を出していただく必要があります。

Q：子どもが入院した時、医療証を提示したのに支払いを求められました。返金してもらえますか？

A：健康保険の適用外のもの、助成対象になりません。食療養費（食事代）や、差額ベッド代、乳幼児健診など、自己負担となっているもの（保険点数のついていないもの）はお返しできません。

## 小児慢性特定疾病医療費助成制度

荒川区内に住所を有し、下記の対象疾患の状態が認定基準に該当する18歳未満の子どもの医療費を助成します。

【対象疾患】 ●悪性新生物（がん） ●慢性呼吸器疾患 ●膠原病（こうげんびょう） ●糖尿病 ●慢性心疾患  
●先天性代謝異常 ●内分泌疾患 ●血液疾患 ●免疫疾患 ●慢性腎疾患 ●神経・筋疾患  
●慢性消化器疾患 ●染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 ●皮膚疾患群 ●骨系統疾患 ●脈管系疾患

【申請方法】 必要書類を提出してください。必要書類については、お問い合わせください。

【申込み・問い合わせ】 がん予防・健康づくりセンター2階 保健所健康推進課健康推進係（内線433）



## 子育て世帯を応援

### 地域子育て見守り事業（キッズクーポンの訪問配付）

在宅で子育てをする家庭を応援するため、キッズクーポンを配付します。

【対象者】区内在住で、その年度の4月1日現在、満2歳の子どもを、在宅で養育する保護者

【クーポン内容】あらかわ遊園乗り物券（予定） ※入園料別途要

【配付方法】民生委員・児童委員及び主任児童委員が直接、対象家庭を訪問し、配付します。

状況により、配付方法の変更があります。

【問い合わせ】区役所2階 子育て支援課子育て事業係（内線 3861）

### ツインスサポート（多胎児家庭支援）

多胎児家庭の妊娠、出産及び育児による心身の負担を軽減するため、支援を行います。

毎年度4月末までに、区から対象家庭へ案内を郵送しますので、確認の上、御利用ください。

#### 1 タクシー利用助成・在宅育児支援事業等利用料金助成

【対象家庭】区内在住で、その年度の4月1日現在で満5歳以下の多胎児を養育する家庭

（年度途中の出生・転入も含む）

【補助内容】● タクシー利用助成（限度額 5,000～20,000 円）

● 一時保育等利用助成（利用料の1/2を助成、限度額 5,000～20,000 円）

【申請方法】申請書（請求書）に領収書等の支払いが証明できる書類を添えて区に提出してください。

【問い合わせ】区役所2階 子育て支援課子育て事業係（内線 3812）

#### 2 産前産後支援ヘルパー派遣

【対象家庭】● 区内在住で、母子健康手帳の交付を受けた多胎妊婦の方

● 区内在住で、生後3年の前日までの多胎児を養育する家庭

【費用負担】1時間あたり300円 ※住民税非課税世帯は半額、生活保護世帯は全額免除

【利用上限】● 産前から1歳未満 240時間

● 1歳から2歳未満 180時間

● 2歳から3歳未満 120時間

【利用方法】事前に区へ利用申請を行い、区指定の事業者へヘルパーの派遣を依頼してください。ヘルパーがご自宅に訪問し、家事や育児のお手伝いをします。

【問い合わせ】区役所2階 子育て支援課子育て事業係（内線 3812）

### 双子の会

一人の子どもでも育てるのは、たいへん努力のいることです。まして、双子や三つ子となれば、なおさら大変です。毎日子育てに奮闘しているお母さんたちとお子さんが一緒に集い、お話の中から子育てのヒントがつかめるといいですね。

「双子の会」はそんな情報交換の場です。詳しい開催日は「あらかわきっぷニュース」をご覧ください。

【主催】主任児童委員 【問い合わせ】区役所2階 福祉推進課地域福祉係（内線 2614）

# 生まれたら

## 産後ケア

育児に慣れていない産後 1 年未満までのお母さんとお子さんが、家族などの支援を受けられない場合に、指定の病院・助産院で、宿泊・日帰りまたは訪問による産後ケアを受けられます。おおむね妊娠 8 か月（妊娠 28 週）以降に事前に利用申請を行います。

### 【申請方法】

- 電子申請 東京共同電子申請・届出サービスを通して申請することができます。荒川区ホームページをご確認ください。
- 窓口申請 子育て支援課子育て事業係（区役所 2 階⑩番窓口）で申請ができます。母子手帳をご持参ください。  
ご家族の方による申請も可能です。
- 郵送申請 荒川区ホームページから申請書をダウンロードすることができます。子育て支援課子育て事業係まで郵送してください。

※非課税世帯・生活保護世帯の方は、証明するものがが必要です。

【実施施設】 東京リバーサイド病院（南千住 8-4-4）	あらかわレディースクリニック（町屋 1-8-8）
たんぼぼ助産院（荒川 1-31-8）	You and me 助産院（訪問型のみ）
綾瀬産婦人科（葛飾区小菅 4-8-10）	加藤産婦人科医院（荒川区町屋 2-9-21）
永寿総合病院（台東区東上野 2-23-16）	にしやま助産院（訪問型のみ）
Luana 助産院（訪問型のみ）	団子坂なのはな助産院（訪問型のみ）

【申込み・問い合わせ】子育て支援課子育て事業係（内線 3861）

## 産後支援ボランティア

「35（産後）サポネット in 荒川」のボランティアメンバーが、生後すぐから 6 か月までのお子さんがいる家庭を訪問し、育児のお手伝いをします。

【問い合わせ】みんなの実家@まちや 町屋 5-5-5 電話/FAX 3809-4035

E-mail : saponet35@kjb.biglobe.ne.jp URL : <http://www.35saponet.com/>

## にここサポート

産前産後の体調不良などから家事援助が必要な妊産婦さんを対象に家事について協会員がお手伝いします。利用には会員登録が必要です。

【問い合わせ】荒川区社会福祉協議会にここサポート事務局 電話 3891-5180 FAX 3891-5290

E-mail : zaitaku@arakawa-shakyo.or.jp

## 町屋五丁目住宅を活用した多子世帯支援・近居世帯支援

町屋五丁目住宅の入居世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯に対して、使用料の減額（月額 2 万円）を行っています（併用可）。

### 1 多子世帯

満 18 歳未満の子どもが 3 人以上いる世帯

### 2 近居世帯

子育て世帯（同居の 18 歳未満の子どもがいる世帯）とその親世帯において、一方が町屋五丁目住宅に居住し、他方が区内に居住している世帯

### 【主な入居要件】

- 1 現に住宅を必要としている

## 生まれたら

- 2 申込者が成年者（20歳未満の既婚者を含む）である
- 3 所得が定められた基準内である
- 4 申込者本人及び同居しようとする親族が住民税及び国民健康保険料を滞納していない
- 5 申込者本人及び同居しようとする親族が暴力団員でない 等

### 【町屋五丁目住宅の概要】

- 所在地 町屋 5-9-2 ●構造等 鉄筋コンクリート造 22 階建て ●建築年 平成 10 年築
- 使用料（月額） 11 万 1,600 円～14 万 2,900 円 ※左記金額から 2 万円（最大 4 万円）を減額
- 共益費（月額） 1 万円

【減額期間】申請日の月の翌月から（毎年 7 月更新）

【申込み・問い合わせ】区役所北庁舎 2 階 住まい街づくり課住宅係（内線 2824）

### 子育て交流サロン

子育て交流サロンは、0 歳から 3 歳までの親子が安全に楽しく遊べる場所です。

スタッフが常駐していますので、子育ての相談・アドバイスも受けられます。おもちゃ作りや季節に合わせた行事など様々なイベントも実施していますので、お気軽に遊びに来て下さい。

詳しくは荒川区ホームページまたは各サロンにお問い合わせください。

【問い合わせ】子育て支援課子育て事業係（内線 3861）

### あらかわベビーステーション

あらかわベビーステーションは、オムツ替えや授乳のためのスペースが備えられ、乳幼児連れの方が外出時に気軽に利用できる施設を区で認定したものです。おでかけの際にぜひご利用ください。施設情報はホームページに掲載されています。

【問い合わせ】子育て支援課子育て事業係（内線 3861）

### とうきょう子育てスイッチ

「とうきょう子育てスイッチ」は、都内自治体の子育て支援サービス、子育て応援とうきょうパスポートが利用できる施設・店舗、赤ちゃん・ふらっと（授乳・おむつ替えのスペース）、小児救急医療機関、だれでもトイレなどの情報が検索できる東京都の子育て情報サイトです。詳細は、東京都のホームページをご確認ください。

#### ●子育て応援とうきょうパスポート

「子育て応援とうきょうパスポート」は、東京都が子育てを応援しようとする社会的機運の醸成を目的として推進している事業であり、企業・店舗等が善意により子育て世帯や妊娠中の方がいる世帯に対して、様々なサービスを提供する仕組みです。

#### ●赤ちゃん・ふらっと

「赤ちゃん・ふらっと」は、小さなお子様を連れの方が安心してお出かけできるよう整備されたスペースの愛称です。授乳やおむつ替えのスペースのほか、お湯の提供や手洗い場なども整備されています。

#### ●小児救急医療機関

東京都では、0 から概ね 14 歳までの子どもが、適切な医療が受診できるよう、症状に応じた小児救急医療体制を設備しています。

#### ●だれでもトイレ

東京都内のだれでも利用できるトイレを紹介しています。

【問い合わせ】東京都福祉保健局少子対策部計画課子育て応援事業担当 電話 5320-4115

ホームページ：<https://kosodateswitch.metro.tokyo.lg.jp/>

# 生まれたら

## 子どもの健康のために（健診等）

### 新生児訪問指導事業

おさんが生まれた全家庭を、保健師又は助産師が家庭訪問しています。赤ちゃんの体のこと、育児のこと、ママの産後の体調など、ご相談にのります。里帰り出産後でも訪問しています。妊娠中から何か心配なことがある場合でも相談を受け付けています。

【届出方法】妊娠届出時に母子健康手帳と一緒にお渡しした出生通知票（はがき）に、必要事項や相談事項などを記入し、下記まで提出してください。提出していただいた出生通知票等をもとに、連絡します。

【問い合わせ】がん予防・健康づくりセンター2階 保健所健康推進課健康推進係（内線 433）

### 育児についての相談

おさんの育児などでお困りの時は、育児相談をご利用ください。

【場所】●がん予防・健康づくりセンター2階 保健所健康推進課保健相談担当（内線 432）

★みんなの実家@まちやでも助産師による身体測定と育児相談、母乳電話相談（3809-5256）等を行っています。

★あらかわキッズ・マザーズコール 24（年中無休 24 時間対応） 0120-536-883

### 乳幼児健康診査（健診）等

保健所では、4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を行っています。乳幼児健診等は、赤ちゃんの成長や発達、病気の有無を確認し、心配事などを相談できる良い機会です。健康チェックや育児相談の場として、定期的に受診しましょう。健診の内容や日程等を記載した「健康診査のお知らせ」は、対象となる月の（※）前月の半ば頃に個別に郵送しています。

また、4か月児健診の時には、東京都内の委託医療機関で使用できる「6～7か月児健康診査受診票」と「9～10か月児健康診査受診票」をお渡ししています。

※対象となる月

※4か月児健診…4か月になる月

1歳6か月児健診…1歳7か月になる月

3歳児健診…3歳1か月になる月

【持参物】1 アンケート用紙 2 母子健康手帳 3 健康保険証 4 （乳）医療証 5 替えのおむつ又はパンツ

※その他の必要な持ち物は、健診により異なります。事前に必ずご確認ください。

【問い合わせ】がん予防・健康づくりセンター2階 保健所健康推進課健康推進係（内線 433）

### 予防接種

予防接種は感染症から子どもを守るためのものです。乳幼児の時期は受けておきたい大切な予防接種が集中しています。接種する時期（期間）が決まっていますので、計画的に、体調がいい時に受けましょう。

あらかわすくすく子育てアプリ（P2 参照）に登録すると、予防接種のスケジュール管理ができます。

#### 1 定期予防接種

##### ●接種方法

誕生月の翌月下旬に送付される「予防接種予診票」を使用して、東京 23 区内の協力医療機関で接種してください。同封の「予防接種と子どもの健康」をしっかり読んで、接種計画を立ててください。荒川区が発行した予診票を使用して 23 区内の協力医療機関で接種する場合は、費用はかかりません。母子健康手帳を忘れずに持参してください。

# 生まれたら

## ●東京 23 区外で接種する場合

里帰り出産等により東京 23 区外で接種される方には「予防接種依頼書」を交付しますので、接種される前に必ず手続きをしてください。依頼書の交付を受けて接種した予防接種について、荒川区が費用を助成します。医療機関に費用の全額を支払い、後日、助成金の申請をすることで費用の一部又は全部が振り込まれる「償還払い方式」による助成となります。詳しくは、お問合せください。

## 2 任意予防接種の費用助成

### 《おたふくかぜ》

1 歳から小学校就学前まで、1 回に限り 3,500 円を助成します。

### 《麻疹風しん特別対策》

2 歳から 19 歳未満で定期接種の機会を逃した方について、費用の全額を助成します

## ●接種方法

### 《おたふくかぜ》

区内の協力医療機関に備えてある接種予診票を使用して接種してください。各医療機関の定める予防接種料金から助成金額を差し引いた金額をお支払いください。母子健康手帳、お子さんの健康保険証、生活保護世帯の方及び中国在留法人等支援給付世帯の方は、生活保護世帯票など、それを証明するものを持参してください（該当する方には費用の全額を助成します）。

### 《麻疹風しん特別対策》

事前に保健所から接種予診票の交付を受けて、区内の協力医療機関で接種してください。

区内の協力医療機関で接種する場合、費用はかかりません。母子健康手帳を忘れずに持参してください。

## ●荒川区外で接種する場合

医療機関に費用の全額を支払い、後日、助成金の申請をしてください。（償還払い方式）

【問い合わせ】がん予防・健康づくりセンター 2 階 保健所健康推進課健康推進係（内線 433）

## 歯科相談室

3 歳未満のお子さんを対象に、歯科医師による歯の健診や、歯科衛生士による歯みがき指導、フッ化物塗布を行っています。（※予約制）

【問い合わせ】がん予防・健康づくりセンター 2 階 保健所健康推進課歯科担当（内線 423）

## 荒川区医師会こどもクリニック

平日・土曜の準夜間や日曜・祝日・年末年始に具合が悪くなったお子さんのために、荒川区医師会に委託し、小児科専門の初期救急診療を行っています。※応急診療のみのため、継続して受診することはできません。

【診療時間】平日 午後 7 時から午後 10 時（受付時間：午後 6 時 30 分から午後 9 時 30 分）

土曜 午後 5 時から午後 9 時（受付時間：午後 4 時 45 分から午後 8 時 30 分）

日曜・祝日・年末年始 午前 10 時から午後 1 時（受付時間：午前 9 時 45 分から午後 1 時 00 分）

午後 2 時から午後 9 時（受付時間：午後 2 時 00 分から午後 8 時 30 分）

【所在地】西日暮里 6-5-3 荒川区医師会館 1 階

【問い合わせ】荒川区医師会子どもクリニック 03-3893-1599

## 新生児・3 歳児への絵本贈呈

絵本を介してゆっくり心がふれあうきっかけをつくり、親子の絆とコミュニケーションを深めることを目的に、新生児の保護者及び 3 歳児に対し、絵本を贈呈します。

# 生まれたら

【贈呈方法】▽新生児 子ども医療費助成の申請時窓口で贈呈します。 場所：区役所 2 階 子育て支援課

▽3歳児 3歳児健診時に贈呈します。 場所：がん予防・健康づくりセンター

【問い合わせ】区役所 2 階 子育て支援課子育て事業係（内線 3861）

## 子育てのための講座など

### 子育てハッピー講座

お子さんと家族の健康を応援する講座（5か月児向け、イヤイヤ期向け）を、保健所で実施しています。全て予約制になります。講座によって持ち物などが異なりますので、ご注意ください。詳しくは、あらかわ区報やあらかわキッズニュース、ホームページ、保健所のチラシ等でお知らせしています。

【問い合わせ】がん予防・健康づくりセンター2階 保健所健康推進課 ▼5か月児向け 栄養・歯科担当（内線 423）

▼イヤイヤ期向け 保健相談担当（内線 432）

### アレルギー予防講演会

皮膚トラブルやアトピー性皮膚炎、食物アレルギーなど乳幼児期のアレルギーについて、正しい知識と予防策やセルフケアについて専門医がお話しします。※実施時期については、あらかわ区報や保健所のチラシ等でお知らせします。

【対象者】乳幼児、及び保護者（定員制・申込み順）

【問い合わせ】がん予防・健康づくりセンター2階 保健所健康推進課保健相談担当（内線 432）

### 栄養相談

産前産後の食事、お子さんの離乳食の始め方や進め方について栄養士が随時相談に応じています。

【問い合わせ】がん予防・健康づくりセンター2階 保健所健康推進課栄養担当（内線 423）

### 小さく生まれた赤ちゃんの会

小さく生まれた赤ちゃんのご家族の相談や学習の場を保健所で実施しています。詳細は電話にてお問い合わせください。

【問い合わせ】がん予防・健康づくりセンター2階 保健所健康推進課保健相談担当（内線 432）

### 家庭教育学級

未就学児及び小・中学生の保護者・希望者を対象に子育ての不安や悩みを軽減するため、子育てに関するさまざまなテーマについて学びます。託児（1歳以上、定員あり）付きの講座のほか、区公式 Youtube チャンネルで動画配信も行っています。

【申込み・問い合わせ】区役所 3 階 生涯学習課生涯学習事業係（内線 3354・3355）

### 地域子育て教室

保護者だけでなく地域全体で子どもを育てていくきっかけになるような講座を実施します。託児（1歳以上、定員あり）付きの講座のほか、区公式 Youtube チャンネルで動画配信も行っています。

【申込み・問い合わせ】区役所 3 階 生涯学習課生涯学習事業係（内線 3354・3355）

### 自転車安全利用講習会

「交通ルールを守って親子とも安全運転！」区では、皆さんが交通事故にあわないよう・おこさないよう自転車講習を行っています。正しい交通ルールと安全運転・交通事故回避のポイントが身に付きます。講習に参加された方には、もれなく反射材などの安全グッズや、続けて参加することでランクが上がっていく「あら坊ピンバッジ」をプレゼント！（荒川自然公園交通園にて毎月第三土曜日の9時30分から開催。※事前予約制。※荒天中止。なお、12月～2月は開催しません。）

【場所】荒川自然公園交通園（荒川8-25-3）



## お子さんの心身の発達に不安があるとき

【所要時間】約 60 分

【予約窓口及び問い合わせ】区役所分庁舎 2 階 生活安全課交通安全係（内線 489）

### 相談したい時

#### 保健所

小児科医師・心理士・理学療法士による予約制の健診や相談、保健師による随時相談を行っています。

【相談・問合せ】がん予防・健康づくりセンター 2 階 保健所健康推進課

▼保健相談担当（内線 432） ▼栄養・歯科担当（内線 423）

#### 荒川たんぽぽセンター（荒川区立心身障害者福祉センター）

障がいのある方の福祉・医療・発達・訓練等に関する相談に応じて、適切な問題解決が図られるように支援しています。

【相談・問い合わせ】荒川たんぽぽセンター 荒川 1-53-20 電話 3891-6824 FAX 3807-8483

#### 荒川区子ども家庭総合センター

子どもに関するあらゆる相談に応じています。緊急の虐待相談も行っています。

【相談・問い合わせ】荒川 1-50-17 電話 3802-3765

#### 障害者福祉課

障害者福祉課では、障がい者の日常生活、施設入所、通所など障がい者福祉にかかわるあらゆる相談を受けています。また、毎週火曜日の午後 1 時～4 時は、手話通訳者が窓口で待機しています。

【問い合わせ先】区役所 1 階 障害者福祉課

▼相談支援係 身体・知的障がい者担当（内線 2685～2687,2690）

▼障害サービス係 心身障がい者（児）医療費助成担当（内線 2683）

▼こころの健康推進係 精神保健福祉・難病・こころと命の相談担当（内線 2688・2692・2378）

#### 東京都心身障害者福祉センター

東京都心身障害者福祉センターは、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所として、補装具の処方・適合判定及び愛の手帳交付に係る判定をはじめとする医学的・心理学的・職能的判定を行うとともに、区市町村等への専門的な知識・技術を必要とする相談・指導などを行っています。

また、身体障害者手帳及び愛の手帳の交付や、東京都重度心身障害者手当の認定・支給などを行っています。

【問い合わせ】東京都心身障害者福祉センター 新宿区神楽河岸 1-1 東京都飯田橋庁舎(セントラルプラザ)12～15 階

電話 3235-2946 FAX 3235-2968

#### 相談員制度

区から委嘱された民間の協力者で、障がい者とその家族からの相談に応じ、必要な助言と支援を行っています。身体障害者相談員と知的障害者相談員がいます。詳しくは、障害者福祉課（内線 2685）へお問い合わせください。

### 発達が心配なお子さんの援助

心身の発達が心配なお子さんの育児は、不安なことが多いものです。施設等の利用の際は、よく相談しましょう。



## お子さんの心身の発達に不安があるとき

### 児童発達支援

心身の発達に何らかの心配のある乳幼児を対象に、適切な療育・訓練を行い、心身の発達を支援します。また、保護者や家族に対して、お子さんへの理解を深め、適切な子育てができるよう支援します。

【対象者】 心身の発達に何らかの問題をもつ就学前の乳幼児

【実施内容】 ●親子療育 ●親子分離療育 ●家族支援講座 ●訓練療育 ●セラピープログラム

【申込み・問い合わせ】 ▼荒川たんぼセンター 電話 3891-6824 FAX 3807-8483

▼区役所1階②番窓口 障害者福祉課相談支援係（内線 2685） FAX 3802-0819

### 手帳の交付について

手帳は、障がいのある方を対象としたサービスを受けるための基本となるものです。ただし、サービスを受けるために手帳が必要かどうかは、サービスによりますので、各担当にお問い合わせください。

### 身体障害者手帳

身体に障がいのある方で、障がいの程度・種類によって、1級～6級に該当すると認められた場合に交付されます。

申請後、約1か月から1か月半で手帳が交付（非該当の場合は通知）されます。

【問い合わせ】区役所1階②番窓口 障害者福祉課相談支援係（内線 2685）FAX 3802-0819

### 愛の手帳

東京都が知的障がい者に発行する手帳で、障がいの程度により1度～4度に区分されています。申請後、約1か月から1か月半で手帳が交付（非該当の場合は通知）されます。

【問い合わせ】▼区役所1階②番窓口 障害者福祉課相談支援係（内線 2685） FAX 3802-0819

▼子ども家庭総合センター（18歳未満の方への判定相談） 荒川1-50-17 電話 3802-3765

▼東京都心身障害者福祉センター（18歳以上の方への判定相談）新宿区神楽河岸1-1

東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）12～15階 電話 3235-2946

### 精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者に発行する手帳で、障がいの程度により1級～3級に区分され、2年ごとの更新が必要です。申請後、約3か月で手帳が交付（非該当の場合は通知）されます。

【問い合わせ】区役所1階②番窓口 障害者福祉課こころの健康推進係（内線 2688） FAX 3802-0819

### 健やかな成長のために（助成等）

#### 心身障害者医療費助成（㊦）

重度の心身障がい者が、病院・診療所などで診療を受けた時、保険の自己負担分の一部を助成します。あらかじめ「障害者受給者証㊦（まるしょう）」の交付申請が必要です。（受給者及び扶養義務者の所得条件有り）

【対象者】●身体障がい者1・2級の方（心臓・じん臓・肝臓・ぼうこう・呼吸器、若しくは直腸・小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいの3級の方も含む）

●愛の手帳1・2度の方

●精神障がい者1級の方（平成31年1月1日から）

※次に該当する方は助成を受けられません。

## お子さんの心身の発達に不安があるとき

・医療保険未加入の方 ・生活保護を受けている方 ・児童福祉施設等保険の自己負担のない施設に入所している方

【問い合わせ】区役所 1 階 障害者福祉課障害サービス係（内線 2683）FAX 3802-0819

### 住民税の障害者控除

本人又は同一生計配偶者及び扶養親族のうち、障がい者に該当する方がいる場合、申告をすると所得控除が受けられます。

【問い合わせ】区役所 2 階 税務課課税係（内線 2316～2319、2321～2323）

### 育成医療給付

18 歳未満の子どもで、身体に障がいを有する方、又はこれを放置すると将来障がいを残すと認められる方で、入院・手術等により機能回復が見込まれる方の保護者（区内在住）に対して医療費を助成します。

【申請方法】必要書類を事前に提出してください。治療の予定が決まったらできるだけ早く申請してください。

※必要書類については、お問い合わせください。

【申請・問い合わせ】区役所北庁舎 1 階 保健予防課（内線 430）FAX 3807-1504

### 特別児童扶養手当

次のいずれかの障がいを有する 20 歳未満の子どもを養育している方に支給する手当です。（障がい程度、所得等に条件有り）

- 1 身体障害者手帳 1～3 級程度の方
- 2 愛の手帳 1～3 度程度の方
- 3 上記 1、2 と同程度の疾病若しくは身体又は精神の障がいがある方

※父母又は養育者及びその扶養義務者の所得が基準額以上である場合、子どもが児童福祉施設等に入所している場合、又は障がいを理由とする公的年金を受けている場合は、支給されません。

※必要書類については、お問い合わせください。

【申請・問い合わせ】区役所 2 階 子育て支援課子育て給付係（内線 3816）

〈特別児童扶養手当受給者が受けられる優遇制度があります〉

必要な場合は、忘れずに手続きをしましょう。

- 水道の基本使用料、下水道料金の一部が免除されます。
- 粗大ごみ等処理手数料が免除されます。

### 障害児福祉手当

20 歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある方に支給する手当です。

（受給者及び扶養義務者の所得条件有り）

【対象者】おおむね 20 歳未満の身体障害者手帳 1、2 級の一部又は愛の手帳 1、2 度程度の方、あるいは、これと同等の疾病、精神障がいの方等の障がい要件に該当する方

※対象者が児童福祉施設等に入所している場合、又は障がいを理由とする公的年金を受けている場合は、支給されません。

【申請・問い合わせ】区役所 1 階 障害者福祉課障害サービス係（内線 2683）FAX 3802-0819

### 児童育成手当（障害手当）

次のいずれかの障がいを有する 20 歳未満の子どもを養育している方に支給する手当です。（障がい程度、所得等に条件有り）

- 1 身体障害者手帳 1～2 級の方
- 2 愛の手帳 1～3 度の方
- 3 脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方

子どもが児童福祉施設等に入所している場合は、支給されません。※必要書類については、お問い合わせください。

## お子さんの心身の発達に不安があるとき

【申請・問い合わせ】区役所 2 階 子育て支援課子育て給付係（内線 3816）

### 心身障害者福祉手当

心身に障がいのある 20 歳未満の子どもで、児童育成手当（障害手当）の対象とならない場合に支給される手当です。  
（扶養義務者の所得条件有り）

【申請・問い合わせ】区役所 1 階 障害者福祉課相談支援係（内線 2685）FAX 3802-0819

### 東京都重度心身障害者手当

心身に重度の障がいを有するため、常時複雑な介護を必要とする方に対して支給する手当

【申請・問い合わせ】区役所 1 階 障害者福祉課障害サービス係（内線 2683）FAX 3802-0819

## 遊びに行こう！

### 荒川おもちゃ図書館子育て交流サロン

障がいのある子どもも、ない子どもも、いろいろなおもちゃや友達に出会い、楽しく遊び育ちあう場となるよう運営しています。障がいのある子どもも、ない子どもも利用できる時間の他、障がいのある子ども専用の時間帯もあります。

※障がいのある子ども専用の時間 水曜日 午後 1 時～3 時、土曜日 午後 1 時 30 分～3 時 30 分

【所在地・問い合わせ】南千住 1-13-20（あらかわボランティアセンター内）電話 3802-3338 FAX 3802-3831

<http://www.arakawa-shakyo.or.jp/>（荒川社会福祉協議会ホームページに掲載されています）

### 都立公園

都立公園では、窓口で手帳を提示すると無料で入場できます。

【対象者】身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方と介護者

## 障がいのあるお子さんの保育・就学

### 保育園の入園について

保育課入園相談係にお申込みください。申請の際に、保育を必要とする状況を証明する書類とお子さんの健康状況をお聞きする書類を提出していただきます。入園の際には支援が必要な園児に補助員を配置する場合があります。

【相談・問い合わせ】区役所 2 階 保育課入園相談係（内線 3825～3827,3847）

### 居宅訪問型保育事業について

障がいや疾病等により個別のケアが必要なため、集団保育が著しく困難と認められるお子さんについて、ご自宅において 1 対 1 で保育を行います。保育課入園相談係にご相談ください。

【相談・問い合わせ】区役所 2 階 保育課入園相談係（内線 3825～3827,3847）

### 幼稚園の入園について

直接、各幼稚園・こども園にお申込みください。区立幼稚園・こども園では、特別な配慮を必要とするお子さんについては、補助員の配置など園での支援体制を検討のうえ、入園を決定させていただきます。私立幼稚園については、各園により受け入れ状況が異なりますので、直接お問い合わせください。

【相談・問い合わせ】教育センター 特別支援教育係（内線 3335）※区立幼稚園

# お子さんの心身の発達に不安があるとき

## 小・中学校への入学について（就学相談）

特別な支援を必要とする子どもの教育の場として特別支援教室や、都立特別支援学校などがあります。子どもの障がいの程度や特性に応じた適切な教育が受けられるよう、就学相談を行っています。

【相談・問い合わせ】 教育センター 特別支援教育係（内線 3335）

## 障がいのあるお子さんの福祉サービスなど

### 児童福祉法による障害児通所支援

- 児童発達支援 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を行います。
- 医療型児童発達支援 肢体不自由児または重症心身障がい児を対象に、児童発達支援及び治療を行います。
- 放課後等デイサービス 生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。
- 保育所等訪問支援 保育所等に出向き、通園する児童に対して、集団生活への適応に向けた専門的支援を行います。
- 居宅訪問型児童発達支援 居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識の習得、集団生活への適応訓練といった支援を行います。

【問い合わせ】 区役所 1 階 障害者福祉課相談支援係（内線 2685）FAX 3802-0819

### 障害者総合支援法による福祉サービス

- 短期入所（ショートステイ）  
自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。（宿泊を伴う場合）
- 移動支援  
社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加を目的とした外出時の移動を支援します。

【問い合わせ】 区役所 1 階 障害者福祉課相談支援係（内線 2685）FAX 3802-0819

### 日中一時支援事業

夕方から夜にかけて、主として知的障がいのある方に活動の場を提供し、夕食や入浴の提供、及び見守りや社会に適応するための日常的な訓練を行います。

【実施場所】 スクラムあらかわ 町屋 6-28-13

【問い合わせ】 区役所 1 階 障害者福祉課相談支援係（内線 2685）FAX 3802-0819

### ●タイムケア

特別支援学校等に通学する小中高生等の下校後に活動する場所を提供し、社会生活に適応するため、交流、創作的活動等の指導及び援助を行います。

【実施場所】 おぐのあかり 西尾久 5-15-15 生活クラブスニーカー 西日暮里 6-25-3

【問い合わせ】 区役所 1 階 障害者福祉課相談支援係（内線 2685）FAX 3802-0819

### 重症心身障がい児者留守番看護師派遣事業

医療行為が必要な重症心身障がい児者の自宅へ家族に代わって介護ができる看護師を派遣し、家族の介護負担軽減を図ります。

【問い合わせ】 区役所 1 階 障害者福祉課相談支援係（内線 2685）FAX 3802-0819

### 就学前乳幼児の療育指導

荒川たんぼぼセンターでは、小学校入学前の乳幼児を対象に療育指導を行っています。

【相談・問い合わせ】 荒川たんぼぼセンター 荒川 1-53-20 電話 3891-6824 FAX 3807-8483

# お子さんを預けたいとき

毎日預けたい時

※各事業の詳細は次ページ以降を参照

		利用可能年齢	利用の要件	保育時間	保育料及び利用料	申込方法	問い合わせ先
地域型保育事業	認可保育園	0(園によっては1歳)～5歳	保護者が事情により保育できないこと	最長で7時～19時30分	前年度の収入に応じた額(3～5歳児クラスは無料)	区(保育課入園相談係)に申込み	保育課 (内)3825-27, 3847
	小規模保育事業	0～2歳		7時15分～18時15分			
	家庭的保育事業	0～2歳		7時15分～18時15分			
こども園	保育所型認定こども園	生後3か月～5歳	長時間保育保護者が事情により保育できないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>1号幼稚園部分 9時00分～14時30分</li> <li>2・3号保育園部分 7時30分～19時30分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入園料有(※1)</li> <li>1号幼稚園部分 月額0円</li> <li>2・3号保育園部分 月額前年度の収入に応じた額(3～5歳児クラスは無料) ※補助金有り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1号幼稚園部分 園に直接申込み</li> <li>2・3号保育園部分 区(保育課入園相談係)に申込み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1号幼稚園部分 子育て支援課 (内)3812</li> <li>2・3号保育園部分 保育課 (内)3825-27, 3847</li> </ul>
	区立夕入こども園	0～5歳 ※短・中時間保育は3～5歳	<ul style="list-style-type: none"> <li>短中時間保育 区内在住</li> <li>長時間保育 保護者が事情により保育できないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>短時間保育 9時～14時</li> <li>中時間保育 9時～16時</li> <li>長時間保育 最長で7時15分～19時15分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>短時間保育</li> <li>中時間保育 月額0円</li> <li>長時間保育 前年度の収入に応じた額(3～5歳児クラスは無料)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【短・中時間】園に直接申込み</li> <li>【長時間】区(保育課入園相談係)に申込み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【短・中時間】学務課 (内)3332</li> <li>【長時間】保育課 (内)3825-27, 3847</li> </ul>
認証保育所	0～2歳(園によっては0～5歳)	都内在住	最長で7時～20時30分前後	年齢・保育時間による ※補助金有り	各保育所に直接申込み	保育課 (内)3844	
家庭福祉員(保育ママ)	生後3か月～2歳	<ul style="list-style-type: none"> <li>区内在住</li> <li>保護者が事情により保育できないこと</li> <li>お子さんが健康なこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①8時30分～16時30分</li> <li>②9時～17時</li> </ul> 原則として8時間	0歳児 25,000円/月 1～2歳児 20,000円/月 教材費500円/月	区(保育課保育管理係)に申込み、各区で紹介し、各家庭福祉員と契約	保育課 (内)3822	
ベビーシッター	0～2歳	保護者が事情により保育できないこと	最長で7時～22時までのうち11時間	利用料150円/1時間 利用にかかるベビーシッターの交通費について、20,000円/月まで助成	区(保育課入園相談係)に申込みし、認定事業者と契約	保育課 (内)3825-27, 3847	
区立幼稚園	3～5歳	区内在住	おおむね9時～14時(日暮里幼稚園における預かり教育は最長18時まで)	月額0円(※2)預かり教育については保育料有り	各園に直接申込み	学務課 (内)3332	
私立幼稚園等	3(園によっては満3歳)～5歳	特になし ※補助金は区内在住者	おおむね9時～14時 ※預かり保育により実施時間異なる。最長18時まで	入園料有 保育料は園によって異なる ※補助金有り	各園に直接申込み	子育て支援課 (内)3812	

(※1) 保育所型認定こども園の幼稚園部分に入園される方は別途入園料がかかります(入園料に対する補助金はありません)

(※2) 預かり教育の保育料…月額利用の場合4,100円(うちおやつ代1,300円)、日額利用の場合400円(うちおやつ代70円)

# お子さんを預けたいとき

## 認可保育園

認可保育園は、保護者が仕事や病気などの理由でお子さんの保育を必要とするときに、保護者に代わって保育するところです。区立 13 園（汐入こども園の長時間保育含む）・私立 38 園（認定こども園含む）・公設民営 7 園の認可保育園があります。保育料は全園同じで（3～5 歳児クラスは無料）、申込みも区で一括してお受けします。申込要件がありますので、ご確認ください。（詳しくは「保育園入園のご案内」をご覧ください）

※公設民営とは、荒川区が施設を設置し、指定管理者である法人が運営をしている園のことです。

【申込み・問い合わせ】区役所 2 階 保育課入園相談係（内線 3825～3827,3847）

## 地域型保育事業

地域型保育事業は、子ども・子育て支援新制度のもとで、区が定めた基準により認可した保育施設です。そのうち、区では、「小規模保育事業」と「家庭的保育事業」を実施しています。

### 小規模保育事業

保育所に比べ、小規模な環境（定員 6 人～19 人）で保育を実施する事業です。区内に 3 施設あり、申込方法・保育料については、認可保育園と同じです。

【申込み・問い合わせ】区役所 2 階 保育課入園相談係（内線 3825～3827,3847）

### 家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもと、少人数（定員 5 人以下）を対象に保育を実施する事業です。区内に 3 施設あり、申込方法・保育料については、認可保育園と同じです。

【申込み・問い合わせ】区役所 2 階 保育課入園相談係（内線 3825～3827,3847）

## こども園

こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、幼児教育・保育を一体的に行う施設で、区内に 2 園あります。入園の区分が、主に保育機能を利用する園児（長時間枠）と、主に幼児教育機能を利用する園児（中・短時間枠）に分かれています。入園後は同じ保育室で過ごします。

### 保育所型認定こども園

区内のワタナベ学園は、認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能も備えた「保育所型認定こども園」です。

【申込み・問い合わせ】▼短時間保育 ワタナベ学園本園 電話 3892-2602

▼長時間保育 区役所 2 階 保育課入園相談係（内線 3825～3827,3847）

### 区立汐入こども園

区立汐入こども園は、国が定めた「認定こども園」の認定は受けていませんが、幼保一元化施設の「こども園」として運営しています。短・中時間については、入園できるのは、幼児、保護者ともに区内在住の方です。

【申込み・問い合わせ】

▼こども園について 汐入こども園 電話 3801-7285 又は、区役所 3 階 学務課学事第一係（内線 3332）

▼短・中時間保育の申込み 直接、汐入こども園で受け付けます。

▼長時間保育の申込み 区役所 2 階 保育課入園相談係（内線 3825～3827,3847）



# お子さんを預けたいとき

## 認証保育所

多様化する保育ニーズにお応えする保育所で、東京都が定める一定の設置基準を満たしていて、東京都の認証を受けた施設です。A型が4園、B型が5園あります。（詳しくは「保育園入園のご案内」をご覧ください。）

【種類】A型：主に駅前に設置されている保育所

B型：小規模で家庭的な保育所で、0～2歳児が対象

【申込み・問い合わせ】各認証保育所

## 家庭福祉員（保育ママ）

区が認定した家庭福祉員（保育ママ）が自宅の一部を開放してお子さんをお預かりします。

【申込み・問い合わせ】区役所2階 保育課保育管理係（内線3822）

## ベビーシッター

保護者が仕事などの理由でお子さんの保育を必要としているものの、認可保育園等に入園できず、待機児童となっている保護者、または0歳児クラスに申込せず、1年間の育児休業を満了後に復職する保護者を対象に、東京都の認定を受けたベビーシッターがご自宅で保育を行い、利用料と交通費の一部を助成します。

【申込み・問い合わせ】区役所2階 保育課入園相談係（内線3825～3827,3847）

## 区立幼稚園

区内の幼稚園は8園あります。区立幼稚園は、共通の教育理念に基づき、各園が工夫した教育を行っています。入園できるのは、幼児、保護者ともに区内在住の方です。（詳しくは「区立幼稚園園児入園案内」をご覧ください）

【問い合わせ】区役所3階 学務課学事第一係（内線3332）

## 私立幼稚園等

区内に4園の認可幼稚園と、1園の幼稚園類の幼児施設があります。私立幼稚園等は、それぞれの設置者の教育理念のもとに設立されていますので、各園の特色があり雰囲気も異なります。入園料・保育料は園が独自に定めており、区では私立幼稚園等に通う園児の保護者へ入園料・保育料・給食費の補助を行っています。全園で入園申込み前に見学や説明会を実施していますので、どの園にお子さんを入れたいか園の雰囲気を体験して選びましょう。（詳しくは「私立幼稚園ガイド」をご覧ください）

●認可幼稚園：区が認可した幼稚園

●幼稚園類の幼児施設：東京都が、幼稚園と同様の機能をもつ施設として認定した施設。区では、私立幼稚園と同じ扱いをしています。

【問い合わせ】 ▼各私立幼稚園等 ▼区役所2階 子育て支援課子育て事業係（内線3812）



# お子さんを預けたいとき

## 幼児教育・保育の無償化

2019年10月1日より新制度移行幼稚園(※1)、認可保育所(※2)、認定こども園等を利用する3歳から5歳(※3)の全ての子どもたちの利用料(※4)が無償化となっております。また、0歳から2歳の子どもたちの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化となります。

無償化の対象となるには、区へ認定申請を行い、認定証の交付を受ける必要があります。手続方法については、区ホームページをご覧ください。

(※1) 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限27,500円まで無償化

(※2) 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業について

は、月額上限37,000円まで無償化。0歳から2歳の子どもたちの利用料については、住民税非課税世帯を対象として月額上限42,000円まで無償化。

(※3) 原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし幼稚園については、満3歳から無償化

(※4) 通園送迎費、行事費などは無償化の対象外

- 【問い合わせ】
- |           |       |                            |
|-----------|-------|----------------------------|
| ▼区立幼稚園    | 区役所3階 | 学務課学務第一係(内線3332)           |
| ▼私立幼稚園等   | 区役所2階 | 子育て支援課子育て事業係(内線3812)       |
| ▼認可保育所    | 区役所2階 | 保育課入園相談係(内線3825~3827、3847) |
| ▼認可外保育施設等 | 区役所2階 | 保育課保育管理係(内線3828、3844)      |

# お子さんを預けたいとき

## 一時的に預けたい時 ※各事業の詳細は次ページ以降を参照

	利用可能年齢	利用の対象	保育時間及び利用時間	保育料及び利用料	申込方法	問い合わせ先		
緊急一時保育	生後3か月～就学前	保 ・入院 ・出産等	原則1か月まで 9時～17時	区内児1,500円/日 区外児2,500円/日	区(保育課入園相談係)に申込み	保育課 (内)3825-27, 3847		
一時保育	生後6か月～就学前 (園によっては8か月または1歳～)	護 ・冠婚葬祭 ・学校行事 ・地域活動 ・育児疲れ等	月10回まで 区立:8時30分～17時 区立以外:9時～17時	2,000円～ 4,000円/日 ※預ける時間により異なります。	各保育園・夕入こども園に直接申込み	保育課 (内)3828		
ベビーシッター(一時預かり)利用料助成事業(※1)	0歳～就学前	・冠婚葬祭 ・社会参加 ・リフレッシュ ・共同保育等	24時間365日(児童1人当たり年144時間上限。多胎児は年288時間上限)	ベビーシッター利用料のうち1時間2,500円(夜間3,500円)を上限に補助(保育料のみ対象。家事援助、交通費等は対象外)	補助金の申請時期に保育課へ申請(時期は荒川区HPに掲載)	保育課 (内)3822, 3828		
ファミリー・サポート・センター	生後6か月～小学6年生	・残業 ・病気 ・冠婚葬祭 ・その他	随時7時～20時	9時～17時 720円/時間 7時～9時 17時～20時 840円/時間	事前登録をし、ファミリー・サポート・センター事務局に申込み	ファミリー・サポート・センター事務局 3891-7938		
乳幼児ショートステイ	0歳及び1歳	・病気 ・育児疲れ ・出産 ・看護 ・冠婚葬祭 ・出張	施設 宿泊:原則7日以内	3,000円/日 ※減免有り	子ども家庭総合センターに申込み	子ども家庭総合センター 3802-3765		
ショートステイ	2歳から中学3年生		施設 宿泊:原則7日以内 ※日帰りも可能	2,600円/日 ※減免有り ※食費等別途負担有り	子ども家庭総合センターに申込み	子ども家庭総合センター 3802-3765		
			協力家庭 宿泊:原則7日以内 ※日帰りも可能	3,000円/日 ※減免有り				
きらきら子育て交流サロン(旧子ども家庭支援センター) 荒川5-12-10	1か月健診後から2歳まで	保 護 者  ・買い物 ・美容院 ・リフレッシュ ・通院等	金曜日 13時～15時 (祝日等を除く)	500円/回	事前登録をし、きらきら子育て交流サロンにメールで申込み	子育て支援課 3805-5741		
おもちや図書館 子育て交流サロン 南千住8-12-5 へるぼーと夕入東館1階	1か月健診後から1歳6か月まで ※6か月未満優先		水曜日 10時～12時 (祝日等を除く)		事前登録をし、夕入おもちや図書館子育て交流サロンに来館又はメールで申込み	夕入おもちや図書館子育て交流サロン 5615-4815		
荒川おもちや図書館 子育て交流サロン 南千住1-13-20	0か月から未就園児 ※6か月未満優先		月曜日 13時～15時 (祝日等を除く)		事前登録をし、荒川おもちや図書館子育て交流サロンに来館又はメールで申込み	荒川おもちや図書館子育て交流サロン 3802-3338		
おぐんざおもちや図書館 子育て交流サロン 東尾久4-19-8	0か月から未就園児 ※6か月未満優先		木曜日 9時30分～11時30分 (祝日等を除く)		事前登録をし、おぐんざおもちや図書館子育て交流サロンに来館又は電話で申込み	おぐんざおもちや図書館子育て交流サロン 6240-8101		
みんなの実家@まちや(ちょこっと一時預かり) 町屋5-5-5	産後すぐから未就園児 ※1歳未満優先		火曜日 10時30分～12時30分 (祝日等を除く)		事前登録(当日登録も可)をし、専用アドレスにメールで申込み(当日も空きがあれば利用可)	みんなの実家@まちや 3809-4035		
ami-ami 子育て交流サロン 東日暮里5-18-8	6か月～3歳未満		水曜日 10時～12時 (祝日等を除く)		事前登録をし、ami-ami 子育て交流サロンに直接、電話で申込み	ami-ami 子育て交流サロン 6806-5278		
いくじ応援団ハウス子育て交流	0か月から未就園児まで		木曜日 9時30分～11時30分 (祝日等除く)		事前登録をし、いくじ応援団ハウス子育て交流サロンのホームページから申込み	いくじ応援団ハウスホームページ 		
ゆいの森あらかわ 荒川2-50-1	6か月以上の未就園児		・ゆいの森利用		10～17時まで 1時間単位で最大3時間までの利用可能	500円/1時間 ※お子様1人につき1か月21時間まで	事前登録をし、ゆいの森ホームページで予約	ゆいの森あらかわ 3891-4349
病児・病後児保育	満1歳以上		認可保育園・認証保育所・家庭福祉員・幼稚園等に通っている病児又は病気の回復期にあるお子さん		1回の利用原則7日まで 9時～17時	2,000円/日 ※給食費・おやつ代別途300円 ※減免有り	事前登録をし、実施保育園に電話予約	保育課 (内)3828

(※1) 令和4年2月時点の東京都予算案発表のものであるため、状況によっては変更する場合があります。

# お子さんを預けたいとき

## 緊急一時保育

保護者の方の入院・出産・死亡などで、緊急かつ一時的に保育が必要なお子さんを、保育園等でお預かりします。区内在住の親元で出産される場合等での利用も可能です。必ず、預けるお子さん本人を連れて来庁してください。

【問い合わせ】区役所 2階 保育課入園相談係（内線 3825～3827,3847）※お申込みは電話等ではできません。

## 一時保育

保護者の方の冠婚葬祭への出席、地域や学校等の行事への参加や習い事等のほか、育児疲れの解消等の理由で保育を必要とする場合に、一時的に保育園でお子さんをお預かりします。

【問い合わせ】区役所 2階 保育課保育管理係（内線 3828）

## ベビーシッター（一時預かり）利用料助成事業

東京都の補助制度を活用し、日常生活上の事情（冠婚葬祭・社会参加・リフレッシュ等。保育の必要性の認定を問わない）による一時的な保育や、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者が、東京都の認定する事業者を利用した場合に、利用料の一部を助成します（保育料のみが対象）。ベビーシッター事業者や利用内容については、各事業者へ直接お問合せください。

【ベビーシッターの申込】東京都HPに掲載されている認定事業者へ直接問い合わせ

（「区の補助制度を利用したい」旨を伝えてください）

【助成金の申請についての問い合わせ】区役所 2階 保育課保育管理係（内線 3822,3828）

## ファミリー・サポート・センター

「子育てのお手伝いをして欲しい方」（利用会員）と「子育てのお手伝いをしたい方」（協力会員）で構成され、区民の皆さんが地域の中でお互いに助け合いながら子育てをする会員制の組織です。保護者が残業や病気、冠婚葬祭等の時、保育園や学校への送迎や親が帰宅するまでの預かりなど、協力会員が育児をサポートします。利用には会員登録が必要です。（登録は無料）毎月第3木曜日の午前10時から荒川区社会福祉協議会会議室で行う「会員登録説明会」にご参加ください。※説明を聞いた上での入会となります。託児を行います。ご予約をしてお参加ください。

【問い合わせ】ファミリー・サポート・センター事務局 南千住 1-13-20（荒川区社会福祉協議会内）

電話 3891-7938 FAX 3891-5290 E-mail: family-support@arakawa-shakyo.or.jp

## 乳幼児ショートステイ

保護者の病気やそのほかの理由により、家庭で0歳及び1歳の乳幼児を養育することが一時的に困難となった場合に、宿泊でお子さんをお預かりします。実施施設は日本赤十字社医療センター附属乳児院（渋谷区広尾4-1-1）です。

【申込み・問い合わせ】子ども家庭総合センター 電話 3802-3765

## ショートステイ

保護者の病気やそのほかの理由により、家庭で2歳から中学3年生の子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、施設又は協力家庭宅でお子さんをお預かりします。

【申込み・問い合わせ】子ども家庭総合センター 電話 3802-3765

## きらきら子育て交流サロン一時預かり（旧子ども家庭支援センター）

乳幼児（1か月健診後から2歳まで）の一時預かりを行います。理由を問わずにお子さんをお預かりします。事前登録の上、メールでお申込みください。（利用登録後に、予約専用のメールアドレスをお伝えします。）

【申込み・問い合わせ】子育て支援課 電話 3805-5741

## お子さんを預けたいとき

### 汐入おもちゃ図書館子育て交流サロン一時預かり

乳児（1歳6か月まで）の一時預かりを行います。理由を問わずにお子さんをお預かりします。事前に登録の上、来館又はメールでお申込みください（利用登録後に、予約専用のメールアドレスをお伝えします）。

【問い合わせ】汐入おもちゃ図書館子育て交流サロン 電話 5615-4815

### 荒川おもちゃ図書館子育て交流サロン一時預かり

未就園児の一時預かりを行います。理由を問わずにお子さんをお預かりします。事前に来館し、登録の上、メールでお申込みください（利用登録後に、予約専用のメールアドレスをお伝えします）。

【問い合わせ】荒川おもちゃ図書館子育て交流サロン 電話 3802-3338

### おぐざんざおもちゃ図書館子育て交流サロン一時預かり

未就園児の一時預かりを行います。理由を問わずにお子さんをお預かりします。事前登録の上、来館又は電話にてお申込みください。

【問い合わせ】おぐざんざおもちゃ図書館子育て交流サロン 電話 6240-8101

### みんなの実家@まちや子育て交流サロン一時預かり（ちょこっと一時預かり）

乳幼児の一時預かりを行います。理由を問わずに保育士とボランティアがお子さんを原則1対1でお預かりします。事前登録（当日登録も可）の上、メールでお申し込みください。

【問い合わせ】みんなの実家@まちや 電話 3809-4035 ※当日問合せ先：080-5409-4135

E-mail：jikka-ekitama@ezweb.ne.jp（PCメール不可）

### ami-ami 子育て交流サロン一時預かり

生後6か月から3歳未満のお子さんの一時預かりを行います。理由を問わずにお子さんをお預かりします。事前登録制、事前予約制となっております。

【問い合わせ】ami-ami 子育て交流サロン 電話 6806-5278

### いくじ応援団ハウス子育て交流サロン一時預かり

未就園児のお子さんの一時預かりを行います。理由を問わずにお子さんをお預かりします。事前登録制、事前予約制となっております。

【問い合わせ】いくじ応援団ハウス子育て交流サロン 電話 080-7615-2172

ホームページ：<https://www.ikujoendan.com/>

### ゆいの森あらかわ一時預かり

乳幼児（6か月以上の未就学児）の一時預かりを行います。ゆいの森あらかわをご利用の方のための一時預かりです。事前登録の上、ゆいの森ホームページでお申込みください。（利用登録に図書館利用カードの作成が必要になります）

### 病児・病後児保育

看護のための休暇を取得しにくい保護者の子育てを支援します。病気（症状が軽度であり入院治療の必要がない場合）又は病気回復期にあり、保育園等に登園できないお子さんをお預かりします。

【問い合わせ】▼病児・病後児保育室（上智厚生館保育園） ▼病後児保育室（南千住駅前保育所、至誠会第二保育園）

▼区役所2階 保育課保育管理係（内線 3828）

# ひとり親家庭への支援

## ひとり親が受けられる支援制度など（一覧）

制度・事業名	内容	母子家庭	父子家庭	掲載ページ
公正証書等作成促進補助金	養育費に関する公正証書等を作成した場合は、その費用（最大3万円）を補助します。	○	○	P 31
児童育成手当（育成手当）	ひとり親、又は父、母に重度の障がいがある場合に受けられます	○	○	P 31
児童扶養手当	ひとり親、又は父、母に重度の障がいがある場合に受けられます	○	○	P 31
ひとり親家庭医療助成	ひとり親家庭が保険診療を受ける際に、医療費の一部を助成します	○	○	P 32
ひとり親家庭応援メールマガジン	ひとり親家庭を対象とした支援サービスについてメールでご案内します	○	○	P 32
ひとり親家庭サポート	ひとり親家庭において冠婚葬祭や残業、又は一時的な病気のために、育児や家事ができない時にベビーシッター又はホームヘルパーを派遣します	○	○	P 33
ひとり親家庭休養ホーム	ひとり親家庭が娯楽施設や宿泊施設を利用する際に補助します	○	○	P 33
母子生活支援施設	お子さんの養育が困難な母子家庭の生活を支援する施設です	○	×	P 33
税の控除	申告をすると、税額が減額される場合があります	○	○	P 34
ひとり親民間賃貸住宅入居支援	民間賃貸住宅に転居する際に、物件探しのお手伝いや保証料を補助します	○	○	P 34
東京都母子・父子福祉資金	ひとり親家庭の方が経済的に自立して、安定した生活を送るために必要とする資金の貸付を行っています	○	○	P 34
粗大ごみ処理手数料の免除	児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されている方は、申請することにより、粗大ごみ処理手数料が免除されます。	○	○	P35
ひとり親就業支援	ひとり親の父、母が安定した収入を得て、自立するための仕事探しや就職するための準備などを、就労の専門相談員（就業支援専門員）がお手伝いします	○	○	P 35
資格取得や高卒認定の支援	ひとり親家庭の父母が資格取得や高卒認定試験の講座を受ける際の給付金があります	○	○	P 35

### ひとり親家庭とは

- 配偶者と離婚した場合    ●婚姻せず出産・育児をしている場合（※事実婚の場合を除く）
- 配偶者が死亡した場合    ●配偶者の生死が不明の場合    ●配偶者から1年以上遺棄されている場合
- 配偶者に重度の障がいがある場合    ●配偶者が1年以上法令上の拘禁をされている場合

### 養育費について

子どもが社会人として自立するまでに必要なすべての費用のことをいいます。親には未成熟の子を養育し自分と同程度の生活を保障する義務があり、離婚した場合、どちらに親権があるかに関係なく、双方が経済力に応じて分担しなければなりません。金額、支払方法については、父母の話し合い、もしくは裁判所の調停・審判で定めることになります。

平成15年の法律改正で、万一、支払の約束があった養育費が1回でも支払われなかった場合は、滞納分だけでなく、将来分の養育費についても、相手方の給料などに限って差し押さえることができるようになりました。

なお、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成制度の認定に当たっては、受給者や子どもが受け取った養育費の8割が所得として算入されます。

【養育費相談支援センター】 豊島区西池袋 2-29-19 KTビル 10階 電話相談 0120-965-419 3980-4108  
 平日（水曜日を除く）10時～20時 水曜日（祝日を除く）12時～22時  
 土曜日・祝日 10時～18時 ※年末年始を除く

### 家庭相談【事前予約制】

20歳未満のお子さんがある家庭の離婚時や養育費、親権、面会交流、認知、養子縁組などのご相談について、専門の相談員（元家庭裁判所調停委員）が応じます。

【相談日時】 毎週火曜・水曜 面接もしくは電話による相談（ご希望に応じます）

- (1) 午後1時20分から2時20分
- (2) 午後3時から4時

## ひとり親家庭への支援

【相談・予約受付】 区役所2階 子育て支援課ひとり親女性福祉係（内線 3814・3815）

### 公正証書等作成促進補助金

養育費に関する公正証書等を作成した場合は、その費用（最大3万円）を補助します。公正証書等の作成及び費用の支払い前に子育て支援課に相談が必要です。

※公正証書等作成費用の補助は支給要件があります。

【問い合わせ】 区役所2階 子育て支援課ひとり親女性福祉係（内線 3813・3815）

### 父子家庭の方もご相談ください

お父さんがひとり親で子どもを養育している父子家庭の方も、ひとり親家庭を対象とした支援制度が利用できます。

## ひとり親家庭等に対する手当・医療費助成

### 児童育成手当（育成手当）

ひとり親家庭（父子家庭・母子家庭）等に支給する手当で、申請が必要です。（所得制限等の資格条件有り）

【対象者】 次のいずれかに該当する 18 歳になった日以降の最初の 3 月 31 日までの子どもを養育している父、母、又は養育者

- 父母が離婚した子ども ● 父又は母が死亡した子ども ● 父又は母に 1 年以上遺棄されている子ども
- 父又は母に重度の障がいがある子ども ● 婚姻によらないで出生した子ども
- 父又は母が 1 年以上拘禁されている子ども ● 父又は母が裁判所からの DV 保護命令を受けた子ども

【手当額】 子ども 1 人につき 13,500 円/月

【申請に必要なもの】 1 申請者及び子どもの戸籍謄本

2 身体障害者手帳又は診断書（父又は母に障がいのある場合）

3 申請者の預金通帳

4 個人番号（マイナンバー）がわかるもの（お持ちでない場合は、申請時にご相談ください）

このほか、民生委員の調査書等が必要となる場合があります。

【申請・問い合わせ】 区役所 2 階 子育て支援課子育て給付係（内線 3816）

### 児童扶養手当

ひとり親家庭（父子家庭・母子家庭）等に支給する手当で、申請が必要です。（所得制限等の資格条件有り）

【対象者】 次のいずれかに該当する 18 歳になった日以降の最初の 3 月 31 日まで（中度以上の障がいがある場合は、20 歳未満）の子どもを養育している父、母、又は養育者

- 父母が離婚した子ども ● 父又は母が死亡した子ども ● 父又は母に 1 年以上遺棄されている子ども
- 父又は母に重度の障がいがある子ども ● 婚姻によらないで出生した子ども
- 父又は母が 1 年以上拘禁されている子ども ● 父又は母が裁判所からの DV 保護命令を受けた子ども

【手当額】 ▽ 全額支給 43,160 円/月

▽ 一部支給 10,180~43,150 円/月

▽ 2 人目の子ども 5,100~10,190 円/月を加算

▽ 3 人目以降の子ども 3,060~6,110 円/月を加算

【申請に必要なもの】 1 申請者及び子どもの戸籍謄本

2 身体障害者手帳又は診断書（父又は母に障がいがある場合）



## ひとり親家庭への支援

3 申請者の預金通帳

4 個人番号（マイナンバー）がわかるもの（お持ちでない場合は、申請時にご相談ください）

このほか、民生委員の調査書等が必要となる場合があります。

【申請・問い合わせ】区役所 2 階 子育て支援課子育て給付係（内線 3816）

### 《児童扶養手当受給者が受けられる優遇制度があります》

必要な場合は、忘れずに手続きをしましょう。

- JR の通勤定期乗車券を 3 割引きで購入できます。
- 世帯員のうち 1 名について都営交通（都電、都バス、都営地下鉄、日暮里舎人ライナー）無料乗車券の交付が受けられます。
- 水道の基本使用料、下水道料金の一部が免除されます。
- 粗大ごみ等処理手数料が免除されます。

### ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭等を対象として、医療機関で受診した時、保険診療の自己負担分の一部を助成するもので、申請が必要です。

（所得制限等の資格条件有り）

【対象者】次のいずれかに該当する 18 歳になった日以降の最初の 3 月 31 日までの子ども（中度以上の障がいがある場合

は 20 歳未満）と、その子どもを養育している父、母、又は養育者

- 父母が離婚した子ども ●父又は母が死亡した子ども ●父又は母に 1 年以上遺棄されている子ども
- 父又は母に重度の障がいがある子ども ●婚姻によらないで出生した子ども
- 父又は母が 1 年以上拘禁されている子ども ●父又は母が裁判所からの DV 保護命令を受けた子ども

【助成内容】▽保険診療の自己負担分のうち、一部負担額（1 割）を差し引いた額

▽入院の際は、食費相当額を負担していただきます。

▽住民税非課税世帯は、食費のみを負担

▽健康保険が適用されないものは助成対象にはなりません。

（健康診断、予防接種、薬の容器代、文書料、差額ベッド代、おむつ代等）

【有効期間】1 月 1 日～12 月 31 日

【申請に必要なもの】1 申請者及び子どもの戸籍謄本

2 身体障害者手帳又は診断書（父又は母に障がいがある場合）

3 申請者及び子どもの健康保険証

4 個人番号（マイナンバー）がわかるもの（お持ちでない場合は、申請時にご相談ください）

5 所得証明書（荒川区に課税台帳がある場合は省略可）

このほか、民生委員の調査書等が必要となる場合があります。

【申請・問い合わせ】区役所 2 階 子育て支援課子育て給付係（内線 3816）

## ひとり親家庭への支援・サービス

### ひとり親家庭応援メールマガジン

ひとり親家庭を対象とした支援サービスについて、メールでご案内します。

【問い合わせ】区役所 2 階 子育て支援課ひとり親女性福祉係（内線 3813・3815）



ひとり親家庭応援メールマガジン  
二次元バーコード



# ひとり親家庭への支援

## ひとり親家庭サポート

ひとり親家庭の親が職業訓練、求職活動、傷病、看護等の理由により保育や家事が困難な場合に、ベビーシッター又はホームヘルパーを派遣します。利用に当たっては事前の登録が必要です。（原則として、自宅での支援となります。）

【派遣対象】小学生以下の子どもがいるひとり親家庭（父子家庭・母子家庭）で、次のいずれかに該当する家庭

- 親又は子ども等が一時的傷病の場合
- 日常の家事及び育児を行っている同居の祖父母等が一時的傷病の場合
- 親が技能習得のための通学、就職活動、親族等の冠婚葬祭の出席、勤務日以外の出勤のため、援助が必要な場合
- ひとり親になって1年以内であり、生活環境の著しい変化により、日常生活を営むのに支障が生じている場合

【派遣回数】1日1回、月5回まで

【派遣時間】7時～22時の間で、1時間単位で決定（1日2時間以上8時間以内）

【援助内容】炊事、買い物、衣服の洗濯、住居の簡単な掃除、育児、その他の必要な用務（日常的なもの）

【派遣費用】▽無料～1,290円/時間 ※所得に応じて異なります

▽7時～9時、17時～22時の間は、1時間につき0円～300円が加算

【申請・問い合わせ】区役所2階 子育て支援課ひとり親女性福祉係（内線3813・3815）

## ひとり親家庭休養ホーム

ひとり親家庭の親子が休養及びレクリエーションのため指定された施設を利用した場合の利用料の一部を助成します。

【対象者】ひとり親家庭（父子家庭・母子家庭）の親と18歳になった日以降の最初の3月31日までの子ども

【利用回数】宿泊（年1回）又は日帰り（年2回）※どちらか一方

【助成額】宿泊 3,000円/1人（大人、子ども同額） 日帰り 1,000円/1人 ※助成額を超えた分は、自己負担

【助成対象施設】

- 宿泊施設（申込先）
    - ・グリーンパール那須（予約センターに電話予約）
    - ・ホテルニューアカオ（現地に直接電話予約）
    - ・清里高原ロッジ（現地に直接電話予約）
  - 日帰り施設
    - ・荒川総合スポーツセンター
    - ・あらかわ遊園（※）
    - ・あらかわ遊園スポーツハウス
- ※令和3年度は改修工事のため利用できません

[利用の流れ ※利用にあたり希望施設をお決め下さい]

- 宿泊の場合
  - ①施設を電話で予約する。※必ず「ひとり親家庭休養ホーム」を利用することをお伝えください。
  - ②ひとり親女性福祉係で休養ホームの申請をし、利用券の交付を受ける。  
※印鑑と、ひとり親家庭であることがわかるものをお持ちください。
  - ③宿泊当日、利用券を施設のフロントへ提出
- 日帰りの場合
  - ①ひとり親女性福祉係で申請し、利用券の交付を受ける。  
※印鑑と、ひとり親家庭であることがわかるものをお持ちください。
  - ②利用当日、施設に利用券を提出

【申請・申込み・問い合わせ】区役所2階 子育て支援課ひとり親女性福祉係（内線3813・3815）

## ハイツ尾竹（母子生活支援施設）

生活上の問題を抱え、子どもの養育が困難な母子家庭の母と子どもが入所できる児童福祉施設です。母子家庭の早期自立を図るために母子の家庭生活の状況に応じ、就労・家庭生活及び児童の養育に関する相談及び支援を行います。

【定員】20世帯64名

【支援内容等】▽居室の提供 ▽母子支援員による自立・生活支援 ▽ショートステイ事業

## ひとり親家庭への支援

【費用】 所得に応じて異なります。

【問い合わせ】 区役所2階 子育て支援課ひとり親女性福祉係（内線 3814・3815）

### ひとり親家庭等への優遇措置や貸付

#### 住民税のひとり親控除

婚姻歴の有無にかかわらず、同一生計の子がいて、所得が一定金額以下等の条件を満たすひとり親の場合、申告をすると所得控除が受けられます。（未届の夫または未届の妻がいる場合は、所得控除の対象外）

※ 税制改正に伴い、これまでの「寡婦（夫）控除」が令和3年度から「ひとり親控除」になりました。

【問い合わせ】 区役所2階 税務課課税係（内線 2316～2319、2321～2323）

#### 都営住宅への入居

ひとり親世帯（母子・父子）は、都営住宅の抽選の当選確率が高くなる制度や、住宅困窮度の高い順にあっせんする募集方式（ポイント方式）があります。また、所得が一定基準以下の世帯は、都営住宅使用料が軽減されます。

【問い合わせ】 ▼東京都住宅供給公社募集センター 3498-8894 ▼テレホンサービス（自動音声案内） 6418-5571

#### ひとり親家庭民間賃貸住宅入居支援

民間賃貸住宅に転居する際、保証人がいないために転居が困難となっているひとり親家庭を支援するため、区と協定を結んだ保証会社の債務保証制度を利用した場合の保証料の一部を助成します（助成には要件があります）。補助の対象とならない方も、物件探しのお手伝いができますので、お問合せください。

【問い合わせ】 区役所2階 子育て支援課ひとり親女性福祉係（内線 3813・3815）

#### 交通遺児等への育成資金貸付

自動車事故により死亡又は重度の後遺障がいが残った方のお子さんに中学卒業の月まで育成資金を無利子で貸します。

【貸付金額】 ▽一時金 155,000 円（当初） ▽以後月額 10,000 円又は 20,000 円

▽入学支度金 44,000 円（入学時希望者のみ）

【貸付期間】 中学校卒業の月まで

【申込み・問い合わせ】（独）自動車事故対策機構東京主管支所援護担当 墨田区錦糸 1-2-1 アルカセントラルビル 8F  
電話 3621-9941 FAX 3621-9944

#### 交通遺児等への奨学金、あしなが育英会育成制度

病気や自動車事故などで死亡した方や後遺障がいをおった方のお子さんで、経済的に修学が困難な生徒・学生に、奨学金を援助します。

【申込み・問い合わせ】 ●交通遺児育英会奨学金（財）交通遺児育英会 千代田区平河町 2-6-1 電話 3556-0773

●あしなが育英会育成制度 あしなが育英会 千代田区平河町 1-6-8 電話 3221-0888

#### 東京都母子・父子福祉資金

ひとり親家庭の方が経済的に自立して安定した生活を送るため子どもの進学などで必要とする資金をお貸しします。

【貸付対象】 都内に6か月以上居住しているひとり親の父又は母で、20歳未満の子どもを扶養している方

※連帯保証人が必要となる場合があります。

【償還期間】 貸付の種類により異なります。

【償還方法】 月賦等 ※詳細はお問い合わせください。

【貸付の種類】 ●生活資金 ●住宅・転宅資金 ●親の技能習得資金

## ひとり親家庭への支援

●児童の修業・修学・就学支度資金 ●親又は児童の医療介護資金・就職支度資金

【問い合わせ】区役所2階 子育て支援課ひとり親女性福祉係（内線 3813・3815）

### 粗大ごみ処理手数料の免除

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されている方は、申請することにより、粗大ごみ処理手数料が免除されます。

【手続き】粗大ごみの処理を「粗大ごみ受付センター」に申し込む際に、児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給していることを申し出てください。

その後「粗大ごみ受付センター」から送付される申請書と児童扶養手当・特別児童扶養手当の証書の写し（コピー）を同封し、清掃リサイクル推進課作業係（荒川区町屋 5-19-1）まで郵送してください。

【申込み】粗大ごみ受付センター 電話 5296-7000

【問い合わせ】清掃リサイクル事務所2階 清掃リサイクル推進課作業係 電話 3892-4671

## ひとり親家庭の自立のために

### ひとり親就業支援

就業支援専門員が、ひとり親家庭の父母の自立・就労支援のために、個々の状況等に応じた就労計画書を策定し、それをもとにハローワークと連携しながら、就労を支援します。

【対象者】ひとり親家庭の父又は母（離婚前の相談も可）※生活保護受給者を除く

【問い合わせ】区役所2階 子育て支援課ひとり親女性福祉係（内線 3813・3815）

### ひとり親自立支援教育訓練給付金

ひとり親の父又は自立を促進するため、就業に結びつく可能性の高い教育訓練講座を受講し修了した場合、受講料の一部を支給します。

【対象者】次の要件を全て満たす方

- 1 区内在住の母子家庭の母又は父子家庭の父で、児童扶養手当の受給者又は、同等の所得基準にあること
- 2 受講することが適職に就くために必要であると認められること
- 3 過去にこちらの給付金を受給していないこと

【対象となる講座】▽雇用保険法の指定教育訓練講座

【申請方法】講座申込み前に相談してください。※受講する講座について、事前（講座申込み前）に支給対象の指定を受けないと、支給されません。※詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ】区役所2階 子育て支援課ひとり親女性福祉係（内線 3813・3815）

### ひとり親高等職業訓練促進給付金

ひとり親の父又は母が就業に有利な資格を取得するため、養成機関で就業している間の生活の負担軽減を図ります。

【対象者】次の要件を全て満たす方

- 1 区内在住の母子家庭の母又は父子家庭の父で、児童扶養手当の受給者又は、同等の所得基準にあること
- 2 養成機関で6ヶ月以上の課程を修業し、対象資格の取得が見込まれること
- 3 就業又は育児と就学の両立が困難であると認められること
- 4 原則として養成機関へ通学している方
- 5 過去にひとり親高等職業訓練促進給付金等を受給していないこと

## ひとり親家庭への支援

【訓練促進給付金】▽非課税世帯 月額 100,000 円 ▽課税世帯 月額 70,500 円

※最終学年の 1 年間は 40,000 円増額

【修了支援給付金】▽非課税世帯 月額 50,000 円 ▽課税世帯 月額 25,000 円

【支給期間】養成機関で修業開始した日の属する月から修業の終了する月までの期間（上限 4 年間）

【対象資格】看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、理容師、美容師、調理師、歯科衛生士、製菓衛生士、社会福祉士、シスコシステム認定資格、LPI 認定資格 等

【申請方法】修業期間終了後の申請はできません。※必要書類については、お問い合わせください。

利用にあたり審査がありますので事前にご相談ください。（既に受講中の方も要件に合えば利用できます）

【問い合わせ】区役所 2 階 子育て支援課ひとり親女性福祉係（内線 3813・3815）

### ひとり親学び直し支援事業（高卒認定合格講座支援）

ひとり親の父又は母が高校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講し修了した場合に、経費の一部を助成します。

【対象者】次の要件を全て満たす方

- 1 区内在住の母子家庭の母又は父子家庭の父で、児童扶養手当受給者又は同等の所得基準にあること
- 2 高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められること
- 3 高等学校を卒業していないこと
- 4 過去にこちらの給付金を受給していないこと

【受講修了時給付金】受講費用の 40%

【合格時給付金】受講費用の 60%

【受験料】全額支給

【申請方法】講座申込前に相談してください。事前に講座指定を受けないと支給されません。

【問い合わせ】区役所 2 階 子育て支援課ひとり親女性福祉係（内線 3813・3815）

## 相談したいときや話を聞いてほしいとき

### 子どもの健康や発達についての相談

#### 子どもの健康や発達についての相談

保健所の健康推進課では、保健師・栄養士・歯科衛生士が随時、子どもに関する健康相談に応じています。

【相談受付時間】月～金曜日 8時 30分～17時 15分 ※祝日、年末年始は除く

【相談場所】がん予防・健康づくりセンター 2 階 保健所健康推進課 ▼保健相談担当（内線 432）

▼栄養・歯科担当（内線 423）

#### 心理士による相談も行っています

「言葉が遅い」「こだわりが強い」「子ども同士でうまく遊べない」「子どもとどのようにかかわれば良いかわからない」などの相談には、心理士による予約相談を行っています。まず、保健師に電話で予約してください。

【問い合わせ】がん予防・健康づくりセンター 2 階 保健所健康推進課 ▼保健相談担当（内線 432）

## 相談したいときや話を聞いてほしいとき

### 子育ての悩みや不安についての相談

#### 子育て支援カウンセラー

臨床心理士・公認心理師の資格を持った子育て支援カウンセラーが、区内のひろば館・ふれあい館 16 か所を巡回し、乳幼児タイム後に相談を受けています。詳しい巡回日程は「あらかわきっずニュース」をご覧ください。各館にお問い合わせください。個別相談（予約制）も、お受けしています。

【個別相談予約・問い合わせ】児童青少年課児童事業係（内線 3836）

### 子育て全般に関する相談

#### 子ども家庭総合センター

子どもと家庭に関する総合的な相談窓口です。乳幼児から 18 歳未満のお子さんの相談に応じます。悩んだり、迷ったり、不安な時には、気軽に立ち寄ってご相談ください。児童虐待や家庭生活についての相談も行っています。

【相談場所】子ども家庭総合センター 荒川 1-50-17 電話 3802-3765

### 就学前のお子さんに関する相談

子育て交流サロンや各保育園で、主に就学前のお子さんに関する相談を受けています。子育てで困ったこと、聞いてみたいことなどを保育士や看護師、相談員に話してみませんか？ 相談なんて大げさではなく、話を聞いて欲しい時に、あなたを受け止める場所があります。

#### 子育て交流サロン

子育て交流サロンは、0 歳から 3 歳までの親子が安全に楽しく遊べる場所です。

スタッフが常駐していますので、子育ての相談・アドバイスも受けられます。おもちゃ作りや季節に合わせた行事など様々なイベントも実施していますので、お気軽に遊びに来て下さい。

詳しくは荒川区ホームページまたは各サロンにお問い合わせください。

#### 各保育園

在宅育児家庭の相談にも応じます。子育ての専門家に話をしてみませんか。

### 小・中学生のお子さんの相談

#### 教育センター、子どもの悩み 110 番

教育センターでは、学校へ行けない、集団になじめない、いじめられるなど、小・中学生のお子さんについての相談を受けています。また、子ども自身で相談ができる専用電話「子どもの悩み 110 番」も実施しています。

【相談場所】教育センター教育相談室 荒川 3-49-1 電話 3801-4338

〈来所相談のほか、ビデオ通話によるオンライン相談（要予約 070-1579-5250）も実施しています。〉

【相談時間】月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9 時～17 時

【子どもの悩み 110 番】 0120-136-110（フリーダイヤル）（受付時間）月～金曜日（祝日等を除く）9 時～17 時

# 相談したいときや話を聞いてほしいとき

## 地域での子どもに関する相談

地域のこと、町のことを良く知っている人に相談にのってもらいたい時、民生委員・児童委員、主任児童委員が相談に応じます。ご自分の地域の委員さんが分からない時は、お問い合わせください。

【問い合わせ】区役所2階⑥番窓口 福祉推進課地域福祉係（内線 2614）

## 心身の発達の遅れや障がいについての相談

### 荒川たんぽぽセンター

心配があったら、一人で悩まず相談してみましょう。専門職員が相談に応じます。必要に応じて、療育指導や訓練も行っています。

【相談受付時間】月～金曜日（祝日等を除く） 9時～17時

【相談場所】荒川たんぽぽセンター（荒川区立心身障害者福祉センター）荒川 1-53-20

電話 3891-6824 FAX 3807-8483

## 家庭に関する相談や女性相談など

虐待や、子どもや配偶者の暴力に悩んでいる、夫婦間や親子間がうまくいかないなど、家庭全般の相談等に応じます。相談しやすいところに相談してみてください。

### 子ども家庭総合センター

育児のちょっとした不安から、児童虐待などの深刻な悩みまで、ご相談に応じます。必要に応じ、専門機関と連携してお答えしますので、まずは相談の窓口として、気軽に相談してください。

【相談場所】子ども家庭総合センター 荒川 1-50-17 電話 3802-3765

### 荒川区配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力に関するご相談に応じます。電話 3806-3075

### 荒川区立男女平等推進センター（アクト21）

- 「こころと生き方・DV なんでも相談」（予約制）  
専門の女性カウンセラーが、人間関係の悩みや夫婦間・家族間での暴力、生き方に迷った時など相談に応じます。
  - LGBT 専門相談（予約制・第4火曜日）  
専門の相談員が、LGBT（性自認・性的指向等）に関する問題全般について、相談に応じます。
- 【相談・予約受付】 アクト21 東尾久 5-9-3 電話 3809-2890

### 東京ウィメンズプラザ

- 一般相談、法律相談、精神科医による面接相談  
配偶者暴力に関する総合相談窓口です。DV 相談だけでなく、女性相談全般に対応しています。
  - 男性のための悩み相談  
男性の抱えるさまざまな悩みに男性相談専門の相談員が対応します。
- 【相談受付時間（電話相談）】 年末年始を除く毎日 9時～21時 ※面接相談は、電話予約が必要です。
- 【相談・予約受付】 電話 5467-2455
- 【相談受付時間（電話相談）】 祝日・年末年始を除く 月曜日・水曜日 17時～20時 土曜日 14時～17時



## 相談したいときや話を聞いてほしいとき

※面接相談は、電話予約が必要です

【相談・予約受付】電話 3400-5313

### ひとり親女性福祉係

#### ●ひとり親・女性相談

ひとり親家庭の相談や女性相談に応じます。必要に応じ関係機関と連携を図り対応します。個人の秘密は守られますので、安心してご相談ください。

【相談受付時間】 月～金曜日 8時30分～17時（祝日等を除く）

【相談受付】 区役所2階 子育て支援課ひとり親女性福祉係（内線3814・3815）

### ママのこころの相談

#### ママのこころの相談

お母さんの心の健康は、子育てを行っていく上で、とても大切なことです。子育てに伴う悩みを一人で抱えずに相談してみませんか。精神科医師による相談を予約制で行っています。パパも含めて、子育てで悩んでいる方、どなたでも対象です。

※保健師による相談は、随時行っています。まず電話などでご相談、ご予約ください。

【相談受付】 がん予防・健康づくりセンター2階 保健所健康推進課保健相談担当（内線432）

#### 母親グループミーティング「I・スペース」（あい・スペース）

赤ちゃんが生まれて忙しい毎日、心のなかは「ぼやき」「つぶやき」がでてきて当たり前。それが一杯になる前に、つぶやいてみませんか。仲間のお話を聞くだけでもOKです。1歳6か月くらいまでのお子さんをお持ちのお母さんが対象です。

予約制です。詳細は、電話にてお問い合わせください。

【予約・問い合わせ】 がん予防・健康づくりセンター2階 保健所健康推進課保健相談担当（内線432）

### お仕事の相談

#### あらかわ就労支援センター「町屋おしごとテラス」

子育て世代の、ライフスタイルやご希望にあわせてお仕事探しができます。また、女性向けセミナーや、就職面接会を定期的に実施しています。

【所在地】 荒川7-50-9 センターまちや3階

#### ●JOBコーナー町屋（ふるさとハローワーク）

区がハローワーク足立と共同設置し、お仕事探しの相談や紹介、応募書類や面接へのアドバイス等を行っています。

【利用時間】 月～金曜日 10時～18時（祝日等を除く） 電話3819-7771

#### ●内職の相談・紹介

ご自宅等でお仕事をする『内職』の相談と紹介をしています。

▼問い合わせ 内職相談担当（就労支援課） 電話3800-8710（※相談窓口はJOBコーナー町屋内となります）

#### ●わかもの就労サポートデスク

就職を希望する若者（概ね45歳までの方）及び保護者を対象とした相談窓口です。個別相談やパソコンでの適職診断、書類作成、面接へのアドバイス等を実施しています。また、仕事に就いていない等の事情を抱える若者を持つ保護者の方からの個別相談（必要に応じて専門の相談員が自宅等へ訪問する等）やセミナーを行っています。

【利用時間】 月～金曜日 10時～18時（祝日等を除く） 電話3800-6188

## 相談したいときや話を聞いてほしいとき

### ●女性のおしごと相談デスク

主に子育て中の女性の再就職や、家庭と仕事を両立する働き方等の相談を行っています。また、毎月第1・3木曜日には、社会保険労務士による労働・税金・雇用に関する相談も受け付けています。キッズコーナーや授乳室を備えておりますので、お子さん連れでも安心してご利用いただけます。

【利用時間】火～木曜日 10時～16時（祝日等を除く） 電話 5901-1870

### 就労関係の相談先

▼ハローワーク足立 足立区千住 1-4-1 東京芸術センター6～8階 電話 3870-8609

▼マザーズハローワーク日暮里 西日暮里 2-29-3 日清ビル 5階

子育て中の女性の就職活動を、専属の担当ナビゲーターがきめ細かくサポートします。チャイルドコーナーや授乳室を備えておりますので、お子さんを連れてゆっくり求人検索・職業相談ができます。

【利用時間】月～金曜日 9時～17時（祝日等を除く） 電話 5850-8611

## みんなで話す・学ぶ・分かち合う

### 子育てサークル等の活動支援

#### ●あらかわ「親育ち」支援事業

子育ての悩みや問題について学び、話し合うことを目的に、保育園・幼稚園の父母の会・PTA、子育てサークル・子育て支援団体等が企画運営する講座・講演会等に対し、講師謝礼などを支援します。

【問い合わせ】 区役所3階 生涯学習課生涯学習事業係（内線 3354・3355）

#### ●あらかわ子コミュニティ事業

子どもたちの健やかな成長のために、3年を上限に、子どもを核とした地域の交流事業等を支援します。

【問い合わせ】 区役所3階 生涯学習課生涯学習事業係（内線 3354・3355）

#### ●子育てボランティア団体等育成支援事業

子育てを家庭を地域全体で支援する仕組みを創るために、自主的な子育て支援事業や子育て活動を行うボランティア団体等を支援します。

【問い合わせ】 区役所2階 子育て支援課子育て事業係（内線 3861）

### サークル・団体紹介【一覧】

子どもが生まれると、子どもや子育てを通じて、それまでの人生とはまた違った仲間に出会います。子どもを通じた友達ができるのはもちろん、新しい趣味を見出したりできるかも。そんな仲間の集うサークル・団体を紹介します。

（参加等の判断は、各自の責任で行ってください）

サークル・団体名	活動内容	活動日・問い合わせ先
荒川ボランティアネットワーク	ボランティアグループも個人ボランティアもみんな集まれ！	地域活動サロンふらっと、フラット 荒川 3-49-1 生涯学習センター1階 電話 3891-8571
「家庭倫理の会 荒川区」 “こども倫理塾” “子育てセミナー”	「まなび」「しつけ」「あそび」を三本柱とした少年育成の場を提供しています。 妊産婦とその夫～思春期（中高生）を持つ親を対象とします。	日時・場所は都度チラシ等でお知らせします。 電話/FAX 3895-7468 樋口
特定非営利活動法人 多文化共生センター東京	外国にルーツを持つ子どもたちの教育支援を行っています。 平日には「たぶんかフリースクール」、土曜日には小～中高生の日本語・教科学習支援と親（大人）の日本語学習を支援するボランティア教室を開いています。	火曜日～土曜日 10:00～18:00 電話/FAX 6807-7937 荒川区荒川 3-74-6 メゾン荒川II 201 メール:info@tabunka.or.jp https://tabunka.or.jp

## 相談したいときや話を聞いてほしいとき

サークル・団体名	活動内容	活動日・問い合わせ先
日本連盟 ボーイスカウト荒川第六団	幼稚園から大学生まで一貫したプログラムで良き社会人に！	南千住 8-5-1-1316 松永宅 電話/FAX 3805-2660
特定非営利活動法人 女性ネット Saya-Saya	DV 被害女性とその子どもの支援ネットワーク	電話/FAX 6807-8442 又は 6807-8443
特定非営利活動法人 子ども劇場荒川・台東・文京	<観る×あそぶ×作る×つながる>を通して、子どもたちがコミュニケーション力、創造する力を培い・生きる力をつけていけるよう、地域に定期的に文化活動を作り出す会です。	電話 6869-5507 メール:kodomo.atb@gmail.com
荒川サッカー広場フットサル教室	知的障がい児が、より積極的にスポーツを楽しむ環境を提供し、サッカーを通じて社会性の習得や健康促進・体力向上を目指しています。楽しい思い出を作ることをモットーに活動しています。(毎月4回)	汐入小学校体育館(月2回) 日曜日 10:00~12:00 第九峡田小学校体育館(月2回) 土曜日 17:00~19:00 電話 090-4203-2642 山内 メール futsal@arakawafa.org <a href="http://arakawafa.org">http://arakawafa.org</a>
おはなし ポケット	ろうそくの灯のもと、昔話を中心に「素話を語る」活動をしています。図書館、保育園、小学校等で定期的に「お話し会」をし、子ども達と一緒におはなしの世界を楽しんでいます。	毎月第2火曜日 13:00~15:00 ゆいの森あらかわ2階会議室にて勉強会 電話 3892-7608(代表加藤)
荒川みんなネット	障がいの有無に関らず、子ども達が学びあえるって素敵。障がい児の保護者と支援者が情報交換・経験交流しています。	電話 3803-0246 重富
サニーサイドベビーサロン	未就園児が安心して楽しく遊べる場所・親同士の交流の場 ※場所・日時は変更することがあります。「あらかわきっぷニュース」をご覧ください。	毎月第1・第3月曜日 11:00~12:00 西尾久 4-13-13 石本ビル1F サニーサイドイングリッシュカフェ <a href="http://ameblo.jp/sunnysidebabysalon/">http://ameblo.jp/sunnysidebabysalon/</a>
あらかわ冒険遊び場の会	大きなブランコ・ハンモック・渡りロープ・ジャンプ台、どろんこ、竹とんぼ、ペーゴマ・・・ほかいろいろ、みんなあつまれ！いっぱい遊ぼう！西日暮里公園で活動しています。	毎月第2日曜日 10:00~15:00 <a href="https://ameblo.jp/arakawabouken">https://ameblo.jp/arakawabouken</a> 小宅
汐たま	乳幼児とその保護者を対象に、ほっと一息つける場です。けやき通り北7番館集会所(南千住8丁目)で行っています。 ※場所・日時は変更することがあります。「あらかわきっぷニュース」をご覧ください。	毎月第1火曜日・第2又は第3金曜日 14時~16時 電話 090-9239-2790
多言語パーク Multilingual Park	We are making friends in the area where foreign family can ask anything about Japan life.Let's join us! 外国人親子の日本での生活に寄り添い、何でも聞ける地域の仲間づくりをしています。	1st and 3rd Friday 第1、3金曜日 16:00~17:00(16:00~19:30) ※()内の時間は月に一度行われる夕飯をみんなで食べる会の時間です。新型コロナウイルス感染症の状況によって変更になる場合がございますがご了承ください。 050-3556-6333 白井(Shirai) <a href="https://www.facebook.com/multilingualpark/">https://www.facebook.com/multilingualpark/</a>
ふらっとりサロン	親同士、子ども同士の交流ができる時間をとりませんか。親子で楽しみながら軽く体を動かしたり、お茶を飲みながら楽しく過ごしましょう。	毎週木曜日 10:30~12:30 西尾久 4-28-8 090-2419-1021 八百
あらかわたねっこ	荒川・文京・台東区を中心とした子育てネットワーク&外遊びの会です。わらべ歌で遊んだり、泥だらけになったり、子供も大人も楽しい日々を一緒にすごしています。現在、0~6才位の子どもたちが参加中。	090-1144-5442 以倉
親子リズムの会	小学校の体育館で、ピアノの音楽に合わせて、大人と子ども、赤ちゃんも一緒にトンボになったり、馬になったり、手足をしっかりと使って、体の筋肉を育て、脳を刺激して発達を促す親子リズム遊びをします。(年4回)	090-8018-6372 銭 <a href="https://ameblo.jp/oyako-arakawa">https://ameblo.jp/oyako-arakawa</a>
凸凹の子と一緒に育つ会 「ひだまり」	発達に特性や障がいのある子ども達と保護者中心の会。保護者の為の交流会「かるた場」、勉強会、親子で楽しむイベント、地域の皆さんに子ども達を知っていただく活動などを開催。	hidamari_arakawa@yahoo.co.jp 氏家

# お子さんの具合が急に悪くになったら

## 荒川区医師会こどもクリニック

平日・土曜の準夜間、日曜・祝日・年末年始に、具合が悪くなったお子さんのために、荒川医師会に委託し、小児科専門の初期救急診療を行っています。担当医師は、区内の小児科専門医と近隣の大学病院等の小児専門医です。応急診療のみのため、継続して受診することはできません。受診の際は、保険証と乳幼児・子ども医療証を忘れずに持って行きましょう！

駐車スペースに限りがありますので、駐車できない場合があります。満車の場合はお近くの有料駐車場をご利用ください。

### 【診療時間】

平日 午後7時から午後10時（受付時間：午後6時30分から午後9時30分）

土曜 午後5時から午後9時（受付時間：午後4時45分から午後8時30分）

日曜・祝日・年末年始（12月29日から翌年1月3日）

午前10時から午後1時（受付時間：午前9時45分から午後1時00分）

午後2時から午後9時（受付時間：午後2時00分から午後8時30分）

※休憩時間 午後1時から午後2時

【診療対象】 救急車による搬送や入院を必要としない程度の15歳未満の子ども

【診療場所】 荒川区医師会こどもクリニック 西日暮里6-5-3 荒川区医師会館1階

【問い合わせ】▼荒川区医師会こどもクリニック 電話 3893-1599

▼区役所北庁舎1階 生活衛生課管理係（内線422）

## 休日の当番医

### 休日診療所

土・日曜日、祝日等や年末年始等に急病になった時のために、荒川区医師会に委託し、区内5か所（夜間時間帯3か所）の休日診療所を当番制で開設しています。駐車場のある医療機関は限られていますので、公共交通機関をご利用ください。

なお、お車の場合は近隣のコインパーキングを利用するなど路上駐車はしないでください。

【診療時間】●昼間 日曜、祝日の10時～17時 ●準夜間 土曜、日曜、祝日の17時～21時

【診療日・担当医療機関】 あらかわ区報や、ホームページ（区、荒川区医師会）でお知らせしています。

【問い合わせ】 荒川区医師会 西日暮里6-5-3 電話（3893）2331 <http://www.arakawa-med.or.jp/>

### 休日歯科診療所

日曜日、祝日、年末年始等に、荒川区歯科医師会に委託し、区内1か所の休日歯科診療所を当番制で開設しています。駐車場のある医療機関は限られていますので、公共交通機関をご利用ください。なお、お車の場合は近隣のコインパーキングを利用するなど路上駐車はしないでください。

【診療時間】予約制受付時間は、9時～16時

【診療日・担当医療機関】 あらかわ区報や、ホームページ（区、荒川区歯科医師会）でお知らせしています。

【問い合わせ】 荒川区歯科医師会 荒川4-2-21 電話 3805-6601 <http://www.arakawa-dental.jp/>

【休日診療所、休日歯科診療所についての問い合わせ】

▼区役所北庁舎1階 生活衛生課管理係（内線422）

※荒川区ホームページには医師会、歯科医師会のホームページもリンクされています。

## お子さんの具合が急に悪くなら

### 二次救急医療機関（24時間受付）

二次救急医療機関では、365日24時間体制で救急患者に対応しています。区内では、次の4つの病院が東京都から指定されています。原則として、入院治療を必要とする患者を対象としていますので、症状が軽度で休日診療所や荒川区医師会こどもクリニックが開設されている時間帯は、そちらをご利用ください。

- 東京リバーサイド病院 【診療科目】内科・外科 【所在地等】南千住8-4-4 電話 5850-0311
- 岡田病院 【診療科目】内科・外科 【所在地等】荒川5-3-1 電話 3891-2231
- 木村病院 【診療科目】内科・外科 【所在地等】町屋2-3-7 電話 3892-3161
- 佐藤病院 【診療科目】内科・外科 【所在地等】西尾久5-7-1 電話 3893-6525

### 休日夜間の医療機関案内

#### 救急相談センター（消防テレホンサービス）

救急車が迷った場合、救急相談センターへ電話しましょう。救急車の適正利用のため、迷ったらお電話ください。24時間年中無休で、医療機関の案内や、医療機関への交通機関を教えてください。

- ▼携帯・PHS・プッシュ回線 #7119 ▼ダイヤル回線 3212-2323
- ▼ホームページアドレス <https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/>（東京消防庁ホームページ）

#### 東京都医療機関・薬局案内サービス（ひまわり・t-薬局いんぷお）

様々な検索方法で東京都の医療機関・薬局を探すことができます。

- ▼ホームページアドレス <https://www.himawari.metro.tokyo.jp/qq13/qqport/tomintop/>

#### 東京都保健医療情報センター

24時間医療機関案内を行っています。聴覚障がい者用のFAX相談も行っていきます。

- ▼医療機関案内（24時間自動音声サービス）電話 5272-0303  
FAX 5285-8080 ※FAXは聴覚障がい者専用

### 子どもの医療関連サイト

#### こどもの救急（対象年齢 生後1か月～6歳）

公益社団法人日本小児科学会が作成したページです。病院を受診するかどうか判断の目安を提供しています。

【ホームページアドレス】<http://kodomo-qq.jp/>

#### 東京都こども医療ガイド

病気やケガの対処方法のほか、病気の基礎知識や子育てのアドバイスが掲載されています。

【ホームページアドレス】<https://www.guide.metro.tokyo.lg.jp/>

## 緊急時の連絡先・相談先一覧

### 子どもが病気・けが・歯痛の時

かかりつけ医の連絡先を控えておきましょう。	その1		その2	
	医療機関名			
	診察時間 休診日など			
	電話番号 FAX 番号			
休日夜間など、空いている医療機関が分からないとき (24 時間年中無休)	救急相談センター（消防テレホンサービス） <a href="https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/">https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/</a> ▼携帯・PHS・プッシュ回線 #7119 （東京消防庁ホームページ） ▼ダイヤル回線 3212-2323			
	東京都医療機関・薬局案内サービス（ひまわり・t-薬局いんぷいお） <a href="https://www.himawari.metro.tokyo.jp/qq13/qqport/tomintop/">https://www.himawari.metro.tokyo.jp/qq13/qqport/tomintop/</a> 電話 5272-0303 / 聴覚障害者用 FAX 5285-8080			
小児科の平日準夜間・休日診療	荒川区医師会こどもクリニック 電話：03-3893-1599 <a href="http://www.arakawa-med.or.jp/erchild/">http://www.arakawa-med.or.jp/erchild/</a> 診療時間 平日 午後 7 時～午後 10 時（受付時間：午後 6 時 30 分～午後 9 時 30 分） 土曜 午後 5 時～午後 9 時（受付時間：午後 4 時 45 分～午後 8 時 30 分） 日曜・祝日・年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日） 午前 10 時～午後 1 時（受付時間：午前 9 時 45 分～午後 1 時 00 分） 午後 2 時～午後 9 時（受付時間：午後 2 時 00 分～午後 8 時 30 分） ※休憩時間 午後 1 時～午後 2 時			
区内休日診療対応窓口 ・休日診療当番医 ・休日歯科診療当番医	一般社団法人荒川区医師会 <a href="http://www.arakawa-med.or.jp">http://www.arakawa-med.or.jp</a> 電話 3893-2331 / FAX 3810-4768 公益社団法人東京都荒川区歯科医師会 <a href="http://www.arakawa-dental.jp/">http://www.arakawa-dental.jp/</a> 電話 3805-6601 / FAX 3805-6602			
異物を飲み込んだときや中毒が疑われるとき	中毒 110 番（公益社団法人日本中毒情報センター） ▼大阪中毒 110 番（年中無休） 電話 072-727-2499 ▼つくば中毒 110 番（9 時～21 時） 電話 029-852-9999 ▼たばこ専用電話（自動音声対応） 電話 072-726-9922			
外国語による医療機関案内	外国語による医療機関案内 レフォンサービス（東京都）	電話 5285-8181 毎日 9 時～20 時 英語、中国語、韓国語、タイ語、スペイン語		
	東京都医療機関・薬局案内サービス（ひまわり・t-薬局いんぷいお）	英語、中国語（簡体）、韓国語に翻訳して利用できます。 <a href="https://www.himawari.metro.tokyo.jp/qq13/qqport/tomintop/">https://www.himawari.metro.tokyo.jp/qq13/qqport/tomintop/</a>		

### 緊急に相談したい時

救急車・消防車 119 番  
警察 110 番  
救急相談センター（消防テレホンサービス） #7119 番（携帯・PHS・プッシュ回線）  
3212-2323（ダイヤル回線）  
児童相談所虐待対応ダイヤル 189（24 時間 365 日）

あらかわキッズ・マザーズコール 24	24 時間 365 日年中無休の子育て専門電話相談です。 妊娠・出産・育児のご相談を、フリーダイヤル（無料）でお受けしています。 相談員は、看護師資格を持った専門スタッフ。ご要望に応じて医師や心理職が対応いたします。 気軽にお電話ください。 [対象]妊娠中の方や 18 歳未満のお子さんのいる保護者 電話（フリーダイヤル）：0120-536-883
子供の健康相談室	子供の健康相談室（小児救急相談）（平日 18 時～翌朝 8 時、休日等 8 時～翌朝 8 時） ▼携帯・PHS・プッシュ回線 #8000 ▼ダイヤル回線 5285-8898 東京都こども医療ガイド（ホームページ） <a href="http://www.guide.metro.tokyo.jp/">http://www.guide.metro.tokyo.jp/</a>
育児や、子どもへの虐待について	子ども家庭総合センター（平日 8 時 30 分～17 時 15 分） ▼電話：3802-3765 / FAX：3802-3787
DV（ドメスティック・バイオレンス）について	・荒川区配偶者暴力相談支援センター（平日 8 時 30 分～17 時） 電話：3806-3075
	・荒川区立男女平等推進センター（アクト 21）こころと生き方・DV なんでも相談（予約制） 女性をとりまく様々な問題にかかわる相談を受けています。ひとりで悩まずにご相談ください。 秘密は厳守いたします。相談料は無料です。 電話：3809-2890
	・東京都生活文化局都民生活部 東京ウィメンズプラザ ▼電話相談（年末年始を除く毎日 9 時～21 時） 電話：5467-2455 ▼面接相談（電話予約をしてください）



# 子育て交流サロン

## 子育て交流サロン

子育て交流サロンは、0歳から3歳までの親子が安全に楽しく遊べる場所です。

スタッフが常駐していますので、子育ての相談・アドバイスも受けられます。おもちゃ作りや季節に合わせた行事など様々なイベントも実施していますので、お気軽に遊びに来て下さい。

詳しくは荒川区ホームページまたは各サロンにお問い合わせください。

### 【子育て交流サロン一覧】

施設名称	所在地	番号
荒川おもちゃ図書館子育て交流サロン	南千住 1-13-20 荒川ボランティアセンター内	3802-3338
・荒川おもちゃ図書館出張ひろば「アクロス」	荒川 2-57-8 アクロスあらかわ 3 階第三会議室	
南千住駅前保育所おひさま保育園子育て交流サロン「汽車ぼっぼ」	南千住 4-3-2 (南千住駅前保育所おひさま保育園内)	5615-3088
南千住七丁目保育園子育て交流サロン「すくすく」	南千住 7-20-13 (南千住七丁目保育園内)	5615-0533
汐入こども園子育て交流サロン「おひさま」	南千住 8-9-3 (汐入こども園内)	3891-2455
汐入おもちゃ図書館子育て交流サロン	南千住 8-12-5 (へるぼーと東館 1 階)	5615-4815
・汐入おもちゃ図書館出張ひろば「すわだいサロン」	西日暮里 3-3-12 諏訪台ひろば館 1 階和室	
にじの森保育園子育て交流サロン	南千住 8-13-1 (にじの森保育園内)	6806-7900
ドン・ボスコ保育園子育て交流サロン	荒川 3-11-1 (ドン・ボスコ保育園内)	3801-8999
きらきら子育て交流サロン	荒川 5-12-10 (旧子ども家庭支援センター内)	3805-5741
ゆいの森あらかわ子どもひろば (遊びラウンジ)	荒川 2-50-1	3891-4349
子ども村：ふあみ〜る子育て交流サロン	町屋 2-21-2 フレスコ町屋 201 号室	03-6240-8571
子育て交流サロン ilona おやこの縁側	町屋 4-16-7	3800-2693
みんなの実家@まちや子育て交流サロン	町屋 5-5-5	3809-4035
小台橋保育園子育て交流サロン	西尾久 6-9-7 (小台橋保育園内)	6807-7311
おぐざんざおもちゃ図書館子育て交流サロン	東尾久 4-19-8 堀井ビル 1 階	6240-8101
・おぐざんざおもちゃ図書館出張ひろば「さくら通り」	西尾久 4-28-8 (八百和子バレエ教室内)	
熊野前保育園子育て交流サロン	東尾久 8-23-9 (熊野前保育園内)	3800-7135
ami-ami 子育て交流サロン	東日暮里 5-18-8	6806-5278
日暮里保育園子育て交流サロン「わたぼうし」	西日暮里 2-2-7 (日暮里保育園内)	5604-9369
いくじ応援団ハウス子育て交流サロン	西日暮里 4-1-17 第二近藤ビル 201 号室	080-7615-2172

# ベビーステーション

## あらかわベビーステーション

あらかわベビーステーションは、オムツ替えや授乳のためのスペースが備えられ、乳幼児連れの方が外出時に気軽に利用できる施設を区で認定したものです。おでかけの際にぜひご利用ください。施設情報はホームページに掲載されています。

【問い合わせ】子育て支援課子育て事業係（内線 3861）

### 【ベビーステーション一覧】

施設名称	所在地	番号
荒川おもちゃ図書館子育て交流サロン	南千住 1-13-20 荒川ボランティアセンター内	3802-3338
第二南千住保育園	南千住 2-21-6	3801-7700
石浜ふれあい館	南千住 3-28-2	3805-5301
南千住駅前保育所おひさま保育園子育て交流サロン「汽車ぼっぼ」	南千住 4-3-2	5615-3088
城北信用金庫南千住店	南千住 5-40-16	3802-1111
南千住保育園	南千住 6-35-3	3807-6620
南千住ふれあい館	南千住 6-36-13	3807-1131
荒川総合スポーツセンター	南千住 6-45-5	3802-3901
南千住図書館	南千住 6-63-1	3807-9221
南千住駅前ふれあい館	南千住 7-1-1 アクレスティ 208	3803-0571
南千住七丁目保育園子育て交流サロン「すくすく」	南千住 7-20-13	5615-0531
汐入ふれあい館	南千住 8-2-2	3806-9928
汐入こども園子育て交流サロン「おひさま」	南千住 8-9-3	3891-2455
汐入おもちゃ図書館子育て交流サロン	南千住 8-12-5-109 べるぽーと汐入東館	5615-4815
にじの森保育園子育て交流サロン	南千住 8-13-1	6806-7900
サンパール荒川	荒川 1-1-1	3806-6531
あらかわエコセンター・荒川たんぽぽセンター	荒川 1-53-20	3802-3111
荒川区役所（2階・子育て支援課）	荒川 2-2-3	3802-3111
アトリエ・コッポラ	荒川 2-43-12	3809-5287
ゆいの森あらかわ	荒川 2-50-1	3891-4349
峡田ふれあい館	荒川 3-3-10	3807-2886

## ベビーステーション

ドン・ボスコ保育園子育て交流サロン	荒川 3-11-1	3801-8999
三河島保育園	荒川 3-54-1	3807-6781
きらきら子育て交流サロン(旧子ども家庭支援センター)	荒川 5-12-10	3805-5741
荒川保育園	荒川 5-50-15	3895-6922
荒川山吹ふれあい館	荒川 7-6-8	3805-2860
黒川学園 黒川幼稚舎	荒川 7-7-10	3891-1337
町屋文化センター	荒川 7-20-1	3802-7111
あらかわ就労支援センター(町屋おしごとテラス)	荒川 7-50-9 センターまちや3階	3800-8710
荒川さつき会館	荒川 8-16-13	3802-2050
荒川さつき保育園	荒川 8-25-4	3891-4261
町屋ふれあい館	町屋 1-35-8	3800-2011
町屋保育園	町屋 1-35-9	6807-9221
ワタナベ学園	町屋 2-15-5	3892-2602
上智厚生館保育園	町屋 4-9-10	3892-4513
みんなの実家@まちや	町屋 5-5-5	3809-4035
原保育園	町屋 5-11-16	3895-8781
町屋図書館	町屋 5-11-18	3892-9821
荒木田ふれあい館	町屋 6-13-2	3800-1981
東尾久保育園	東尾久 2-28-3	3895-0144
アクト 21	東尾久 5-9-3	3809-2890
Palu Palu (バルバル)	東尾久 5-18-3 (熊まねき堂内)	—
ティールーム フェルメール	東尾久 6-16-22	3809-5256
熊野前保育園子育て交流サロン	東尾久 8-23-9	3800-7135
尾久図書館	東尾久 8-45-4	3800-5821
西尾久保育園	東尾久 8-45-24	3800-1360
尾久ふれあい館	西尾久 2-25-13	3809-2511
西尾久みどり保育園	西尾久 4-6-19	3894-0491

## ベビーステーション

---

八百和子バレエ教室	西尾久 4-28-8	3800-8045
小台橋保育園子育て交流サロン	西尾久 6-9-7	6806-7311
西尾久ふれあい館	西尾久 8-33-31	3810-6219
東日暮里ふれあい館	東日暮里 1-17-13	3807-6383
第二東日暮里保育園	東日暮里 1-17-21-101	3807-6483
写真館スタジオ アンバー	東日暮里 2-16-2-101	5615-2217
夕やけこやけふれあい館	東日暮里 3-11-19	3801-0715
ふらっとにっぽり	東日暮里 6-17-6	3801-7301
日暮里図書館	東日暮里 6-38-4	3803-1645
ひぐらし保育園	西日暮里 5-35-9	3803-2381
西日暮里ふれあい館	西日暮里 6-24-4	3819-6945
西日暮里保育園	西日暮里 6-25-3	3893-3801
冠新道図書サービスステーション	西日暮里 6-25-14	3800-3321





あら坊

あらみい

令和4年3月発行

登録(03)0114号

あらかわ子育て応援ブック

編集・発行 荒川区子育て支援課 荒川区荒川二丁目2番3号

TEL 03-3802-3111 (内線 3861) FAX 03-3802-4919